

令和6年11月26日（火）

於・AP市ヶ谷 8階 Aルーム

第44回

日本海・九州西広域漁業調整委員会

議事速記録

第44回 日本海・九州西広域漁業調整委員会

日時：令和6年11月26日（火）

13：00～16：15

場所：AP市ヶ谷

8階 Aルーム

議事次第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 題

- (1) 太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示について
- (2) くろまぐろ遊漁専門部会の設置について
- (3) 遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針の変更について
- (4) 広域資源の管理について
 - ①部会における取組
 - ②トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群
 - ③日本海沖合におけるベニズワイガニ
- (5) その他
 - ①TAC資源拡大に向けた検討状況について
 - ②令和7年度資源管理関係予算について
 - ③その他

4. 閉 会

午後 1 時 0 0 分 開会

○松島課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第44回日本海・九州西広域漁業調整委員会を開催いたします。

私は、本委員会の事務局となります水産庁資源管理推進室の松島と申します。どうぞよろしく願いいたします。

座って説明させていただきます。

本日、まず委員の御出席の状況でございます。本日は北海道の工藤委員、それから大臣選任委員である山内委員が事情やむを得ず御欠席と伺っております。また、漁業者代表でいらっしゃる本川委員も今遅れて御出席という状況でございますが、委員定数29名のうち定足数である過半数の委員の皆様のお出席を賜っておりますので、漁業法第156条の規定により準用する同法第145条の規定に基づき、本委員会は成立していることを御報告させていただきます。

それでは、早速でございますが、田中会長に以降の議事進行をお願いしたいと思いますので、田中会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中会長 こんにちは。会長の田中でございます。

本日はお忙しい中、委員の皆様を始め関係の皆様におかれましては御出席を頂きましてありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

私も65歳になりまして、定年退職で今、名誉教授という閑職になりましたが、引き続きよろしくお願いいたします。

初めに、委員の選任について御報告いたします。本委員会の委員は都道府県海区互選委員19名と農林水産大臣選任の10名より構成されております。前回、2月の時点では空席となっておりました鹿児島県の委員につきましては、阿久根鹿児島県連合海区漁業調整委員会会長が選任されましたので、御紹介いたします。

阿久根委員におかれましては、一言御挨拶を頂ければと存じます。よろしくお願いいたします。

○阿久根委員 皆さん、こんにちは。鹿児島から参りました阿久根金也でございます。名前を見るとおり、金が1円也の也と、持っていないのにお金持ちみたいな、屋号もうちはひいじいさんがキンタロウ、じいさんがキンノジョウ、父は4人兄弟で巻き網を営んでいたんですが、1人も金というのは付いていないのに、4男の息子である私になぜか金という名前が付いてしまいまして、いいも悪いもいとこみんな漁師なんですが、自分が一番年

下なのに42歳で組合長になり、連合会の理事をしたりして、今はそういう役職を全て離れまして、一漁民として今、委員を12年、会長を8年やらせていただいております。ちっちゃい頃からずっと保育園の頃、中学校1年生ではモロテの巻き網に1日も休まずに行って、四十何年前の話で8万6,000円した網でアルバイト代をもらって、自分のお金で出たばかりのラジカセを買った思い出があります。我々が漁師を目指していた、同級生より格好いい車を買いたい、買うために漁師になるというような時代がもう一回、この日本に帰ってきたらと思う気持ちで委員にもなっております。

水産を取り巻く環境、世界状況、いろいろ現況も変わってまいりましたが、皆さんの御指導、御鞭撻の下、皆さんとともに日本の水産業が持続可能なものになるように努力してまいりますので、これからよろしくをお願いします。

○田中会長 ありがとうございます。

続きまして、本日の出席者を御紹介いたします。

本会場には水産庁から水川管理調整課長、城崎沿岸・遊漁室長のほか、皆様方に御出席いただいております。また水産研究・教育機構から、水産資源研究所の底魚資源部、船本部長、木所副部長、平井主幹研究員に御出席いただいておりますので御紹介いたします。

それでは、会議に先立ちまして、本日御臨席いただいております水産庁の水川課長から本委員会の開催に当たり御挨拶を頂きたいと思えます。

○水川管理調整課長 皆さん、こんにちは。お疲れさまです。ただいま御紹介にあずかりました水産庁資源管理部で管理調整課長をしております水川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、今日御出席の方、委員の皆様、大変御多忙の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

この委員会、広調委は皆さん御案内のとおり、都道府県の県域を越える広域的な分布をするような資源の管理及び漁業調整に関してしっかりとやっていくということで設置されたところでありまして、これまでも様々な重要な役割を果たしてきたところですが、本日の議題としては、太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会の指示について、それからくろまぐろ遊漁専門部会の設置について、それから遊漁者のくろまぐろ採捕の制限の違反者への対応方針の変更について、この三つについて御審議を頂くとともに、トラフグ、それからベニズワイガニの広域資源管理の取組、これにつきまして御意見を頂戴する

ということになっておるところであります。

我が国の資源管理、平成30年の漁業法の改正の中でTACを基本とする資源管理というところにかじを切っているわけですが、その中で広域漁業調整委員会の役割というものは非常に大事、引き続きこれはしっかりと機能を果たしていくべき機関ではないかというふうに思っております。

また、今日の議題の中にもありますとおり、クロマグロ遊漁に関しては、水産基本計画の中でも将来的に漁業と一貫性のある管理を目指すということが掲げられておるところであります。管理手法に関して調査又は審議するために、今年春の広域漁業調整委員会において専門部会というものを設けるという方向性をお示しをされているところでありまして、本日はその具体的な構成であるとか、あるいは審議事項等を御説明させていただくということとしております。

今後とも水産資源の着実な管理、そして水産業の成長産業化、こういったものの両立のために水産庁としても様々な施策を動員しながら何とかその実現に向けて努力をしていく考えでありますので、引き続き皆様の御協力あるいは御指導、御鞭撻を頂きながら前に進めていきたいというふうに思っております。

最後に、本日の委員会が実りあるものとなることを祈念いたしまして、簡単ではありますが私の挨拶と代えさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○田中会長 水川課長、ありがとうございました。

続きまして、議事に入ります前に、事務局より配付資料の確認をさせていただきます。

○松島課長補佐 よろしく願いいたします。

まず、会場の皆様は封筒の中に資料をお配りしてございます。ウェブの委員の皆様、事前にお送りしていると思いますけれども、御確認を頂きたいと思います。まず、本日の議事次第がございました。次に、委員名簿がございました。それから、会場の出席者の皆様には出席者名簿もお配りしているかと思っておりますので、御確認いただければと思います。それ以降、委員会で御説明する資料でございますが、大きく分けまして資料1から資料5までがございました。各資料ごとにホチキスで束ねてございまして、枝番号がございました。資料が多くて恐縮でございますけれども、資料1については枝番号が7までございます。後ほど説明する際に枝番号も紹介しながら御説明いたします。資料2は枝番号が2から3までございます。資料3は枝番号ございません。資料4は枝番号1から3がございまして、そのうち枝番号が資料4-2と4-3については更に枝番号がございました。そちら4-2-1

と４－２－２という形で枝番号がございます。それから資料５につきましても枝番号がございます。今、全て御確認いただくのは難しい部分もあるかと思しますので、会議の途中でも結構でございますので、不足等ございましたら事務局にお声掛けいただきたいと思います。

また、本日の開催形式でございますけれども、会場とウェブの併用による開催となっております。ウェブで出席されていらっしゃる委員の皆様方におかれましては、事前に進め方についてお送りさせていただいておりますけれども、会議の進行中はマイクをミュートとしていただきまして、御発言を御希望なさる場合は、まずは音声、チャット機能又は挙手機能によりまして、御発言を希望する御意思をまずお知らせいただきたいと思います。その後、会長からウェブの皆様を御指名いたしますので、その後、御発言をお願いしたいと思います。

その関係で会場の皆様におかれましても、マイクを通じてウェブの方に音声が届くようになってございますので、恐縮でございますけれども、マイクを通じて御発言をお願いしたいというふうに思います。

本日は円滑な議事進行に御協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○田中会長　ありがとうございました。

では、続きまして、後日まとめられます本委員会の議事録の署名人の選出についてですが、事務規程第12条により会長の私の方から御指名させていただきます。

都道府県互選委員からは青森県の立石委員、大臣選任委員からは岩田委員、以上のお二方に本日の委員会に係る議事録署名人をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

会場にお集まりの報道関係の皆様にお伝えいたします。冒頭のカメラ撮りはここまででございますので、以降の撮影につきましてはお控えいただきますようお願いいたします。

それでは、早速ですが、議題の方に入りたいと思います。

議題（１）の太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示についてです。では、事務局より御説明よろしくお願いいたします。

○松島課長補佐　事務局の松島でございます。

それでは、資料１の束を御覧いただきたいと思いますというふうに思います。こちらの枝番号７までであるものでございますけれども、まず資料の今、一番表に出ております１－１を用いまして、概要を御説明をさせていただきます。その後、資料１の概要の後に、具体的な委員

会指示の内容等をその後の資料で御説明をしたいというふうに思います。

まず、これまでの経緯でございます。太平洋クロマグロの管理を進めるために、大宗が自由漁業であった曳き縄漁業や釣り漁業などを「沿岸くろまぐろ漁業」といたしまして、平成24年から広調委指示によりまして届出制を導入した後、平成25年以降は、同委員会指示による承認制に移行いたしまして管理を行ってきたというところでございます。その後、最近、近年は原則2年ごとに更新を行っているというところでございまして、現在の広調委承認に係る委員会指示でございますけれども、承認期間は令和7年3月31日までとなっておりますので、各広域漁業調整委員会で新たな委員会指示を発出いたしまして、承認制の更新手続を進める必要があるというところでございまして、今回議題とさせていただいたところでございます。

また、今回の新しい委員会指示の発出に伴いまして、「沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領」の改正も行いたいというふうに思っております。本日御議論をお願いしたいというふうに思います。

2のところでございます。新しい委員会指示の概要でございます。これまでも今現在承認漁業を営んでいる方が継続するケースとか、あとはこれまで承認を受けられている方からそれを引き継げば、承認を引き継ぐ場合の規程というのは今後も変更はないというところでございます。今回、太平洋クロマグロは皆さん御存じのとおり増枠の可能性もあるというところでございまして、新たに新規承認に係る条件といいますか、について規定をしたいというふうに思っております。具体的には2の(2)のところでございますけれども、ここに書いてございますとおり、現被承認者、今、承認を持っている方から地位を承継することができない場合には、クロマグロの漁獲を行わせる機会の付与が可能な場合に限り、国際的に定められた管理の措置の範囲において承継することができるということで、こちらの具体的な内容については、この後御説明をさせていただこうというふうに思っております。

(3)の承認期間につきましては、来年、令和7年4月1日から令和9年3月31日まで2年間というところを考えてございます。

資料をおめくりいただきまして、裏のページは資料の構成となっております。この後、資料の1-2から1-7でございますけれども、いずれも新旧、要は変更点をお示ししたものがまずございまして、それを反映させたものというのがセットになってございまして、1-2と1-3がセット、1-4と1-5がセット、6と7がセットという形で資料構成

になってございますので、それに沿って御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、資料1－2でございます。横表でございます。こちら右側が改正前、左側が改正後というところでございます。変更点を中心に御説明をさせていただきたいというふうに思います。

ページめくっていただきまして、こちら資料、この資料1－2のページ番号でいうと3ページのところを御覧いただきたいふうでございます。こちらに見ていただきますと、改正後のところに赤い文字が書いているかと思えます。こちらが先ほど冒頭、概要で申し上げましたとおり、承認を引き継ぐ、今の承認者から地位を承継することができない者に係る承認に係る規程というのを規定しているところでございます。こちらの(3)と書いてあるところの上から5のところに、中ほどにございますけれども、「委員会は」というふうでございます。当該者が(1)のハ及びニと書いてございます。これは既存の規程でございまして、過去、承認が取り消された日から1年経過していないというような既存の条件でございますけれども、それに加えて、以下のイ、ロの条件を満たすときは承認するものとするというところで掲げてございます。

そのイというものでございますけれども、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長から次の①、②を満たす旨の意見書の提出があることというところでございまして、一つ目は当該者はクロマグロの漁獲に関する都道府県が行う採捕停止命令をはじめとする漁業関係法令を遵守するものであることということでございます。

②といたしまして、漁獲能力を勘案しても、当該都道府県に配分された管理期間当初の都道府県別漁獲可能量遵守に支障を来さず、かつ当該者に対して、クロマグロの漁獲を1キログラム以上行わせる機会の付与が可能であるということというところでございます。要は承認を与えるに当たって、しっかりその者にクロマグロを漁獲する機会を与えることができるということをちゃんと各都道府県に確認をしていただくというところでございます。

それが一つ目のイの条件でございまして、もう一つ、ロの条件でございます。こちらについては後ほど御説明いたしますけれども、まず御紹介させていただきますと、イの意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえまして、ページめくっていただきまして、国際的に定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されることというところですので。これだけ見ると、まだどういうことかと思われるかもしれませ

ん。もう少し後ほどこの部分を御説明をさせていただきたいというふうにございます。

この委員会指示の主な本文としては変更点は以上のところでございますけれども、ページをもう一枚めくっていきまして、横表から縦書きの方に移る部分に「沿岸くろまぐろ漁業承認申請書」という部分が出てくるかというふうに思います。ここで基本的には先ほど現行の新規の部分に加わったという部分でございますけれども、もう一つ記載していただく内容に、水揚げ市場又は漁協について記載する欄を設けたということで、一番下にございます米印 2 番でございますけれども、これまで操業海域等が複数ある場合は主なものを記載をしていただいたんですけれども、やはり操業実態をより詳細に把握する必要があるという観点から、操業海域、水揚げ市場、又は漁協について複数ある場合は、そちら全て記載するようにということで、今回変更したいというふうに考えているところでございます。

委員会指示の主な変更点は以上でございまして、めくっていただくと、資料 1－3 というのがございますけれども、こちら先ほどの繰り返しになりますけれども、今の変更点を反映したものでございますので、この資料 1－3 の説明につきましては割愛させていただきたいというふうに思います。

大変恐縮でございます。ページを少し、10ページ程度になってしまうかもしれませんが、めくっていただいて、そうするとまた横表が出てくるかと思えます。資料 1－4 という部分でございますけれども、そちらをおめくりいただきたいというふうに、また横表が出てございます。こちらは承認制の違反者への対応及び処分方針というところでございます。こちらにつきましては、今回変更について主な変更点は特段ございませんで、基本的には日付と委員会指示の番号を改正するのみの修正でございますので、こちらも恐縮ながら現行どおりということで、説明を割愛させていただこうというふうに思っております。

ページめくっていただきまして、今申し上げたものの反映させた版ということで、資料 1－5 がございます。そちらの説明を割愛させていただきまして、続きまして資料 1－6、また資料が多くて恐縮でございますけれども、資料 1－6 の横表の部分を見ていただきたいというふうに思います。こちらは国際的な関係施設の先ほど説明を少し後にさせていただく部分でございます。こちらが承認制の事務取扱要領というところで、資料 1－6 でございます。こちらの変更点でございますけれども、ページをめくっていただいた、この資料 1－2 の中の 2 ページ目でございます。先ほど委員会指示の案の中に 3（3）の中に、

国際的に定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されることと
というような条件を書かせていただきましたけれども、これについて具体的に書いてござい
まして、イの①のところでございます。具体的には今回新たに広調委だけでいろんな三つ
の広調委がございます。日本海・九州西広調委以外にも太平洋広調委がございますけれど
も、日本全体で新たに新規として承認する数が合計が5,000を超えないことというところ
を今回変更点として示させていただいております。

この背景といたしましては、国際機関、いわゆるWCPFCというクロマグロの国際機
関、管理している国際機関でございますけれども、実は皆さん漁獲枠、数量の管理につい
てやはり中心の管理措置でございますけれども、実は漁獲の隻数、努力量というふうに言
っておりますけれども、努力量の制限も関わってございまして、それが日本でいうと、基準
でいうと、2万3,000が上限とするというような規制が掛かっている状況でございます。
現状1万7,000ほどの承認の数がございますので、その間の差引き、少し余裕を取って
ということで5,000というところで今回お示しをさせていただいているというところでご
ざいます。

②のところを見ていただきまして、各都道府県さんから意見書の提出に先立ちまして、
申請の見込数を提出していただきまして、必要に応じて調整を行うというところも②のと
ころに規定をしているというところでございます。

その他については、新規に係る事務的な修正を記載をしているというところでございま
して、主な変更点としては御説明をした以上の点でございます。

資料1の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等あれば承ります。

どうぞ、中島委員。

○中島委員 山口県の中島です。

大変ささいなことで恐縮なんですけれども、委員会指示案がありますよね。これの2の
操業の禁止のところ、3行目になりますけれども、日本海・九州西海域広域漁業調整委員
会となっていますので、それと、次のページも同じく操業の承認のところの(1)の2行
目も同様になっていますので、これは修正した方がと思います。

○松島課長補佐 御指摘いただきましたありがとうございます。確認して、正しく訂正す
るようにしたいと思います。ありがとうございました。

○田中会長 ありがとうございます。正式名称にということですね。どうぞ。

○成澤所長 新潟漁業調整事務所の成澤です。

「沿岸くろまぐろ漁業承認申請書」というのを見させていただいて、赤字で水揚げ市場又は漁協という欄を新たに加えられているんですけども、都道府県の中の承認漁業者の中で産地市場を通さずに豊洲に運んでいる業者もいるやに聞いているんですけども、そういう者はここはどういう手当てになるんでしょうか。

○田中会長 どうですか。

○松島課長補佐 ちょっと細かい点で、一応確認したいんですけど、市場や漁協を通さなくても、港、何々漁港というんでしょうか、場所……

○成澤所長 場所を書くということですか。

○松島課長補佐 はい、書いていただくようなイメージです。

○田中会長 ほか、よろしいでしょうか。どうぞ、合瀬委員。

○合瀬委員 前後の議論が分からなくてお聞きしたいんですが、これはつまり国際機関で増枠が認められたので、承認する船を5,000増やすというふうに理解すればよろしいんでしょうか。

○松島課長補佐 はい、単純に言うと、そういうことでございまして、今回、増枠の議論が行われている中で、都道府県さんによっては、現状申し上げますと1万7,000、今、承認数あると申し上げましたけれども、実はすべからく皆さんが操業しているというよりは、実際にTACの報告を頂いているのは大体5,000程度と言われてございます。ですので、現状でも枠が増えたから承認数自体が増えるかどうかというのは分からない状況でございます。つまりは枠が足りなくて承認があっても操業できない船もあるかと思っておりますので、操業する船が増えるというわけじゃないかもしれませんが、いずれにしても増枠はされる可能性があるということで、新規参入したいという希望される業者が都道府県さんによってはある可能性がございますので、国際的に決められた隻数の上限の範囲内で増やせるようにするというようなものでございます。

○合瀬委員 二つお聞きしたいんですが、一つはこれからずっと増えていけばいいんですが、万が一減ったときに、この辺の取扱いをどうするかというのが一つ。それから二つ目は、実際に獲らない船があるということであつたんですが、地域ごとに割当てをしたときに、1隻当たり2匹も獲れないとか、そういう議論があつたと思うんですが、その辺はもう全て解決したというふうに思えばよろしいんでしょうか。

○松島課長補佐 2点御質問いただきました。

まず1点目でございますけれども、まずこれまでも増枠は、過去にも一度ございましたけれども、やはり枠は厳しい状況が続いているということでございます。基本的にはこれまでも承認というのは、現に営んでいる方が承認の継続、若しくはそういった受けている方から引き継ぐ方に限定した形でこれまで承認をするという運用をさせていただいてございました。今回、増枠の可能性があるので新規の議論をさせていただきましたけれども、あくまでまず日本としての上限、2万3,000という上限があるのがまず一つ。また、増枠のない状況であれば、数をまたどんどん増やしていこうというような状況にないんだというふうに思いますので、そこは増枠の議論を見ながら広調委の承認の規程というのもその都度見直していく必要があるかというふうに思っております、必ずしも今回入れたからといって、これが継続的にどんどん毎年のように増やしていくようなことではなくて、その状況に応じて見直していくということになるのかなというのがまず1点目でございます。

もう一つは、やはり先ほど申し上げましたとおり、承認1万7,000があるうち、5,000が実際操業されているということで、各県さんによって承認の出し方、考え方も違うんです。というのは、実際に枠も限られていることもあって、本当に操業されている方に承認を出すというケースもあれば、ある意味承認だけがあって枠は付いていないような状況、各県さんばらばらな事情でございまして、そこは各県さんで議論していただいて、要はそうやって枠が行き渡っているような状況であれば更に新規ということになるんでしょうけれども、実際に承認はあっても獲れていない方がいるというのであれば、枠を増やすよりはその方の中で調整するということもあり得ると思います。そこは国として統一的にこうしてくださいというのをお示しするよりは、各都道府県さんの需要に応じて新規の枠というのはどう考えるかという御議論いただくというふうになってございます。そこは申し訳ないです、統一的に全ての県の状況を把握できていない状況でございます。そこは個別に議論をしていただくというようなことを考えてございます。

○合瀬委員 分かりました。理解しましたが、増やす前に実際に1万7,000のうちに5,000しか操業していないと。残りの1万2,000を整理する方が先だというふうな気がするんですが、それはそのままにして、更に5,000増やすという、その辺の整理はどういうふうに考えればよろしいのでしょうか。

○松島課長補佐 これも各県さんの事情にもよるんですけれども、やはり獲っていないか

らといって、やはり獲りたくても獲れない方もいらっしゃると思いますし、枠が来たときにはそういった方を優先してほしいという方もいらっしゃると思うんです。そこをなかなか国として統一的にやりにくい。もちろん県さんとしても整理していただくのはよろしいかと思うんですけれども、こういった増枠を待っていた方もいらっしゃると思う中で、まずはそれをゼロベースにして新規からやるとなると、なかなか承認を持たれた方としては納得いかない部分もあるかなという、いろんな事情があると思いますので、そこはそういう国としていろんな事情があり得る中でなかなかその分を整理させるのは難しかったというのが正直なところでございまして、そこは各県さんの議論に委ねるしかないかなと思っていますところでございます。

○合瀬委員 私、懸念しておりますのは、もともとともっと承認されていて、実際に獲られる方というのがいて、承認を受けているんだけど獲っていない人がいると。それから、新たに今度承認を取る人がいる。三つに分かれるわけですね。そのときに、水産資源が減ってきたときに、じゃ、優先的な割当てをどうするかとか、その辺で大変混乱が生じるんじゃないかというふうに思いまして、その辺を混乱が生じないように整理していただければという思いで発言したということであります。ありがとうございました。

○松島課長補佐 ありがとうございます。正に各都道府県でもそういった点、非常に慎重に議論していくというふうに思います。それで我々としても、そういった県から相談があれば乗っていききたいなというふうに思っていますし、おっしゃるとおり、混乱が起きないように、特に増えている状況であれば比較的議論がしやすい。ここから減っていくときに難しいのは委員のおっしゃるとおりだと思いますので、それはじゃあどうするかというのはしっかり考えていかないとというふうに思いますので、いずれにしても混乱がないように水産庁としても都道府県としっかり相談をしていききたいなと思っているところでございます。

○田中会長 よろしいでしょうか。基本的に沿岸の各都道府県の枠は知事管理枠になっているんですね。ですから、割当量が決まっていて、それをどう配分するかというのは、その県の裁量のような形になっていて、増やすか増やさないかも含めて、どうしても権利だけは確保したいという人がいて、それを許可している県と認めていない県があつて、その運用は各都道府県に任せていると、そういう理解じゃないかと思うんですけれども、なかなかこちらから口出せないというのが水産庁の言い方だと思っていますけれども。いずれにしても枠が決まっているので、それをどう分けるかというのを水産庁が押し付けるんじ

やなくて、各都道府県の人たちが議論して定めるという趣旨ではないかと思いますけれども、よろしいでしょうか。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。減ったときどうするかというのを含めて、都道府県が新規に許可を出すかどうかというのを考えるということですね。

それでは、特段ないということで、それでは本委員会として日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第78号を本日付けで発出することとし、併せて違反者への対応及び処分方針並びに事務取扱要領について、原案どおり制定することといたします。ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○田中会長　ありがとうございます。では、原案どおり制定することとさせていただきます。なお、今後の事務手続上におきまして、軽微な修正があった場合は、会長一任とさせていただきますと思います。御反対の意思のある方は音声又はチャットで意思表示をしていただければと思いますが、よろしいでしょうか。ウェブの方は大丈夫、特段ないですか。

特段ないということですので、ありがとうございます。そのように対応させていただきますと思います。

それでは、事務局の方で各種事務手続と官報への掲載を進めていただきたいと思います。

これで議題の（１）は終了させていただきますして、次の議題の２に移りたいと思います。

議題（２）くろまぐろ遊漁専門部会の設置についてです。事務局より御説明よろしくお願いいたします。

○城崎沿岸・遊漁室長　水産庁沿岸・遊漁室長の城崎でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の右上２－１をお手元に御用意ください。まず、くろまぐろ遊漁専門部会についてでございます。冒頭、私ども水川の方から、この春の広調委の話を少しさせてもらいましたけれども、その際に現在、遊漁関係者につきましては、参考人として御招致をして、そして御意見を頂くと、こういう仕組みでございましたけれども、クロマグロ遊漁の管理というのがどんどん深化をしていくという中で、くろまぐろ遊漁専門部会のようなものを設置をして、遊漁関係者にも議論に参加できる仕組みを作ったらどうかと、このような提案をしたわけでございまして、今回は改めて正式に御提案を差し上げると、そういうものでございます。

そして、この資料２－１の上に１ポツで、設置の趣旨等について書いてございます。

(1) につきましては今、お話ししたとおりでございます、太平洋、日本海・九州西、瀬戸内海、この三つの広調委それぞれの下にくろまぐろ遊漁専門部会を設置をするということでございます。そして、(2)には委員のこと、(3)については会議の開催について言葉で書いてございますが、なかなか言葉ではイメージがしづらいものですから、3ページ目、おめくりください。3ページ目の横書きで構成のイメージというものを付けてございます。こちらで御説明をしたいと思います。

まず、左側から緑で囲っているところ、これは太平洋の広調委でございます。真ん中、これは今回の日本海・九州西、そして右側に瀬戸内海というように三つございます。そして、右端の方に黒枠で囲ってある上下に二つの四角がございます。この専門部会の委員についてのことが右側の黒枠で書いておるんですけれども、まず上の方は、広調委の会長が自身が所属する委員会の中から指名する者ということでございまして、いわゆる親委員会から登用される委員でございます。そして、親委員会に属する委員としましては、クロマグロ遊漁の関係では農林水産大臣が選任する大中型巻き網ですとか、沖底ですとか、そういう漁業ではなくて、漁業と遊漁が漁場を共有しているという沿岸漁業の方が、より関係が強いであろうということから、各漁業調整委員会の代表である都道府県の互選委員の方を充てるのが適当ではないかと考えておりまして、それぞれから1名ずつ御指名してはどうかと考えております。

その次に下の側、黒枠の下の方ですけれども、専門委員につきましては農林水産大臣が親委員会にまずは専門委員として選任した上で、その者を専門部会に属する者として会長が指名する、そのような専門委員によって構成されることになります。

そして、農林水産大臣が選任する専門委員としましては、クロマグロ遊漁の実態にも詳しく、またこれまで広調委において参考人として様々な御意見を頂戴してきました遊漁関係4団体に引き続きお願いしてはどうかと考えております。それが右側の方に青い横長の丸で囲んでありますけれども、ここの部分でございまして、なお、遊漁関係者を充てる専門委員につきましては、三つの遊漁専門部会に共通して所属することになります。そして、学識経験者でありますけれども、真ん中のところに学識経験者がありますけれども、学識経験者につきましては、各広調委から1名ずつ充てるという考えもあるかもしれませんが、運営の効率性を図る観点と、あとクロマグロ遊漁の中心というものが日本海にあるということ等を考慮しまして、日本海・九州西の学識経験者お一人充ててはどうかと考えております。

以上を踏まえますと、まず左側の緑の太平洋につきましては、都道府県互選委員の方1名と遊漁関係者による専門委員4名の計5名で、真ん中の青の日本海・九州西につきましては、1名の都道府県互選委員の方と学識経験者1名、そして遊漁関係者として4名の計6名で、右側の瀬戸内海につきましては、都道府県互選委員1名と遊漁関係者による専門委員4名の計5名で構成されると、このようなイメージでございます。

以上のとおり、個別に設置される広調委のくろまぐろ遊漁専門部会でありますけれども、調査審議をする内容といいますものは、全国の共通でありますものですから、これを合同で開催してはどうかと考えております。これは合同会議と称したいと思っておりますけれども、このイメージ図の上の方に横長の細い四角で、青い四角で囲っておりますけれども、合同で開催することができるということと、あと右の方に少し太字で書いておりますけれども、合同会議における出席者というのは、ここに書いてある8名で開催することを想定しております。海区代表の方が4名、そして遊漁関係者が4名ということで同数にしております。

そして、また少し資料を1ページにまた戻っていただきたいんですけれども、今お話ししたことが1ポツ設置の趣旨等についてということ、(1)(2)(3)について概略をお話ししましたけれども、この(3)の半ば辺りに、議事は出席委員全員の一致により決すること。また、合同会議の結果は委員会に報告されること。委員会は合同会議の議決を尊重すること。このように書いてございまして、これらの規程は既に採用されております広調委の各部会と同様の書きぶりでございます。

そして、度々資料が飛んで恐縮ですけれども、4ページをおめくりください。資料の4ページ、右上に資料2-2と書いてあるものでございます。こちらは私ども事務局が想定しております委員及び専門委員の人選を記してございます。日本海・九州西の都道府県互選委員としましては、会長職務代理者が設置されておまして、この会長職務代理者であります山口県の互選委員である中島さんをお願いしてはどうかと考えているところでございます。

また、学識経験者には本委員会の会長であります田中先生をお願いしてはどうかと考えております。

また、専門委員につきましては、これまで各広調委に参考人としてお招きをしてきた四つの遊漁団体の方々に引き受けていただきたいと考えているところでございます。

恐縮です。また資料冒頭の紙に戻っていただきたいんですけれども、冒頭の紙の真ん中

辺り 2 ポツに、専門部会における審議事項について記載してございます。この審議事項を大きく分けて二つございまして、一つ目（１）でございまして。こちらはクロマグロ遊漁委員会指示の検討でございまして。これは令和 7 年 4 月 1 日から始まる次のシーズンに向けて、例えば時期別採捕数量の配分ですとか、報告内容の正確性を確保するための方策について整理する必要があるということでございまして。現在水産政策審議会のくろまぐろ部会で遊漁の数量についても議論が進まれておりますけれども、本来であれば、その議論を待ってから期間別、時期別数量というのでも検討するべきかもしれませんけれども、配分にはいろいろな考え方もございまして、同時並行的に議論をしてはどうかと考えております。

そして、二つ目のポツでございまして、これは報告内容の正確性の確保等についてでございます。本年度令和 6 年度、まだクロマグロ遊漁の時期は続いておりますけれども、今年度は疑義情報、なかなか疑わしい報告等、そういうものが散見される状況でありまして、遊漁関係者からも報告内容の正確性をどのように担保するんだと、そういう御指摘も頂いております。そういう意味で、報告内容の正確性を求めるために、来年の委員会指示に追加すべき事項はどういうものがあるんだろうかということの具体的な検討ですとか、あとバグリミット、持ち帰りの尾数、そういうことを議論をしたいと考えております。

いずれにしても、令和 7 年度 4 月 1 日に間に合わせるように、多分ですけれども来年 2 月か 3 月にはまた春の広調委が開催されますので、それまでに結論を得るという必要があるものということ（１）に書いてございます。

続きまして（２）でございまして、こちらは今後のクロマグロ遊漁管理についての検討についてでございます。このうち届出制につきましては、今年の春に公表しました資源管理のロードマップにも明記をしているところでございますけれども、将来的にクロマグロ遊漁につきましても数量管理に移行するんだということを書いてございまして、それに向けた段階的な措置として届出制を導入して、今なかなかつかめないクロマグロ遊漁の全体像を把握するということの一つの方策としてはどうかと考えております。これにつきましても、できれば令和 7 年度中にも実施をするということも頭に入れながら、早めに議論をしていきたいと考えております。

続きまして、（２）の 2 ポツ目については、キャッチアンドリリースについてでございます。キャッチアンドリリースにつきましては、遊漁関係者の関心が特に高い部分でございまして、他方でキャッチアンドリリースについての国内の知見がほぼほぼないという状況でございまして、ほかの事項に比べて検討に時間を要することが見込まれます。

このように届出制ですとかキャッチアンドリリースにつきましては、（１）に比べて若干期限、目途が異なるということで（２）に整理をしてございます。

そして、次に３ポツには、スケジュールについてでございます。スケジュールにつきましては、11月中に三つの広調委が開催されます。先週には太平洋広調委が開催されまして、本日が日本海・九州西ということで、それぞれのくろまぐろ遊漁専門部会の設置について決議いただきたいと思いますと思っております、本日の広調委におきましては、くろまぐろ遊漁専門部会の設置について議決いただくとともに、くろまぐろ遊漁専門部会の委員の人選案ですとか、関係する事務規程の案についても御審議を頂いて、そして御了解、あらかじめ御了承いただければと思っております。

そして、スケジュールでは11月中に三つの広調委を開催した後に、委員の人選案につきまして御了解が頂ければ、それが３広調委で足並みがそろえば、事務局の方で農林水産大臣によります選任の手続をして、そして選任が済み次第、各広調委において専門委員が設置をされることになりますから、それぞれの会長に御指名いただくという手はずになるかと思えます。その一連の手続につきましても、会長の御一任とさせていただくようお願い申し上げます。そして、12月中旬にはここに書いてありますとおり、くろまぐろ遊漁専門部会の第１回目の会合と第１回目の合同会議を開催したいと考えております。

なお、専門部会の第１回目の会合につきましては、まだ専門部会の部会長も何も決まっていないという状況でございます。資料少し飛んで申し訳ないんですけども、資料の５ページをお開きください。右上に資料２－３と書いてある５ページでございます。この資料の２－３は遊漁専門部会の事務規程の案でございますけれども、これの下の方、第５条です。会議のところですけども、第５条第３項のところに、専門部会長及び専門部会長職務代理がともに互選されていない、そういうときには会長が会議を招集すると書いてございます。そういう会議を招集した上で、専門部会長を互選をして、この関係する事務規程を定めた上で、なお、６ページをおめくりいただきたいんですけども、６ページの上の方、第７条第１項の後段に、この部会というのは合同で開催できると書いてございまして、第１回目の専門部会では合同で開催しようというところまで、それぞれの部会で決議していただくことを想定しております。そして、その上で、この時点でまだ合同会議の議長は何も決まっていないという状況でございますので、次の７ページを御覧いただきたいんですけども、７ページは合同会議の事務規程の案というのを参考で付

けてございます。この合同会議の事務規程の第5条、会議のところではありますが、第5条第3項のところに、議長及び副議長がともに互選されていない場合については、後段であります。各専門部会長が連名で会議を招集すると、このように規定してございますので、各三つの部会が足並みそろった上で、それぞれで合同で開催しようということを表明していただいて合同会議の招集に充てたいと思っております。

そして、具体的には専門部会と合同会議を同日のうちに開催することを想定しております。そして、それぞれの広調委のくろまぐろ遊漁専門部会を時間をずらして開催をして、合同で開催することをそれぞれ議決をしてもらい、そして各部会長連名で第1回目の会議を招集していくということを想定しております。何分初めてのこういう会議の設定ということで、手続的に複雑な仕組みになっておりますけれども、そこは御了解いただきたいと思います。

そして、また1ページの冒頭に戻っていただきたいんですけれども、そのようなことを12月中旬に第1回目の開催をして、先ほど2ポツで御説明したような事項について課題の整理をしたいと思っております。そして、年明けの1月から2月にかけて第2回目会合、第3回目の会合、2回ほど開催をしまして、遅くとも春の広調委の前には2ポツの(1)で示した来年のシーズンに向けてのものについては議決を間に合わせるということを考えております。

そして、令和7年4月以降のことはまだスケジュール書いてございませんけれども、先ほど御説明したように、届出制ですとかキャッチアンドリリースにつきましては、引き続き議論をしていくことが必要となりますので、4月以降も適宜開催をして議論を深めたいと考えております。

以上、簡単でありますけれども、くろまぐろ遊漁専門部会についての御説明でございます。どうぞ御審議をよろしくお願いいたします。

○田中会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等あれば承ります。

お諮りしたいことは2点あって、くろまぐろ遊漁専門部会の設置と委員の案ですかね、この2点について御審議いただきたいということだったと思いますが。

これ確認なんですけれども、遊漁の枠は今までどおり水産庁の留保枠からという理解でよろしいでしょうか。結構大事な話じゃないかと思うけれども。

○城崎沿岸・遊漁室長 正しくその扱いについては、今日、本当にこのタイミングで水産

政策審議会のくろまぐろ部会、正に今、開催されているところでございます、そちらで議論をしていると承知をしています。遊漁枠というのは、まだ時期尚早だということになっていて、今年と今年度同様に留保枠の中から使うというところまでは案として出ているようですけれども、数量、本年度は40トンを目安としてやっておりますが、その扱いについてはこれからの議論になると思っております。

○田中会長 ありがとうございます。という枠組みの中でどうするかという話をするということですね。取りあえず来年度の配分と、それから報告の正確性、正確な報告をする方法について審議して、これは来年から4月ぐらいから導入するということでしょうかね。

○城崎沿岸・遊漁室長 例年、今年の春もそうでしたけれども、委員会指示で例えば報告を3日以内にしなさいとか、そういういろいろな委員会指示の本体ございます。こちらは来年4月1日から運用が始まりますので、それに向けた委員会指示を次の春の広調委で決めなくちゃいけないので、その部分というのはくろまぐろ遊漁専門部会の方でもきちっと議論をしてもらおうと思っております。

そのほかに届出制とかキャッチアンドリリースとか、この4月までに間に合わない部分については、引き続き議論が必要だろうと、こういうふうに大きく課題を二つに分けて議論してはどうかと考えております。

○田中会長 それから、もう一点です。今までは本委員会だったかで、遊漁の代表に来てもらって意見を聞いていたわけなんですけれども、その機会はもうないということでしょうかね。

○城崎沿岸・遊漁室長 はい、そのように理解しております。

○田中会長 これも大事な点だと思うんですけれども。

○城崎沿岸・遊漁室長 これまで広調委で令和3年からクロマグロ遊漁を広調委の管理下に置くということで、いろいろ議論する中で、広調委とこういう場の性格からして、遊漁に関する知見がないだろうということで、遊漁団体から4名の方に来ていただいて、参考人として入っていろいろな御知見を頂いたという状況でございます。それを今度は遊漁専門部会ということに衣替えをして運営をしていきたいと思っておりますので、広調委の場に参考人として招聘するということはこれからはないと考えております。

○田中会長 それからもう一つは、それを本委員会の方に報告をすることになりますが、これは誰が行うんですか。

○城崎沿岸・遊漁室長 これはおいおいまた各それぞれの専門部会での議論になろうかと

思いますけれども、そこはそれぞれの専門部会の中で、また会長なり職務代理者を決めますので、そこで決められた会長等が親委員会、各広調委の本委員会に報告することになると考えております。

○田中会長 大体お分かりいただきましたでしょうか、仕組みとしては。

○城崎沿岸・遊漁室長 一つ補足をさせていただきますと、先だって先週に太平洋の広調委がございまして、太平洋の広調委で頂いた御意見としますと、これまで参考人として遊漁関係者に意見聴取してきたわけでありますが、相当遊漁関係者の意向が特に強く出た発表といいますか、意見表明だったということに若干不安といいますか、そういうことを懸念を示された委員の方がいらっしゃいました。これからは単なる意見の表明だけではなくて、来年の委員会の内容ですとか、今後のクロマグロ遊漁の在り方を議論する、すなわちちゃんと結論を出すということがこれから遊漁関係者にも求められますので、そこは単に参考人として意見を言うだけではなくて、きちんと漁業と遊漁者が建設的な議論ができるようにしてくれということは、太平洋の広調委からは御指摘いただきました。水産庁の方では、それはきちっとバランスよくうまくかじ取りしながら運用してまいりますということを、私からも表明させてもらいました。これは特にクロマグロ遊漁、日本海が中心になっている部分を御説明しましたけれども、よりいろいろな議論が出る可能性があると思っておりますけれども、水産庁ではそこはうまくかじ取りをしながらやっていきたいと思っております。

そういう中で、漁業者の方からすると、遊漁についてネガティブな意見を持っている方もいらっしゃると理解をしておりますけれども、そうは言いましても、クロマグロ遊漁を案内をする遊漁船の中の多くは、漁業者でもある漁協の組合員でもあるということでありまして、遊漁が地域の活性化、海業、そういうところにもプラスの貢献をしているという面もありますので、そこはクロマグロ遊漁を排除するのではなくて、クロマグロ遊漁と漁業がうまく共存ができるような、そういうバランスが取れるように水産庁も努力をいたしますということは、この場でも改めて表明をさせていただきたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○田中会長 2人でしゃべっているだけ、皆さんからどんどん言いたいことは言った方がいいと午前中いろいろ議論があったと思うんだけど、黙っていると良くないので。

○本多次長 京都海区です。質問よろしいでしょうか。

○田中会長 お待ちください。京都海区、どうぞ。

○本多次長 京都海区選出の川崎委員に代わりまして、海区事務局の本多から質問させていただきます。

今回、専門部会を作られるということで、参考人として遊漁者団体からは、日本釣振興会であるとか、日本アングラーズ協会さんであるとか、こういった団体から4名を選出されるということで案が上がっております。京都府でも5月から8にかけて、クロマグロ遊漁について非常に問題になりまして、地元の遊漁船を営んでいる者からも採捕枠を大きくしてくれとか、いろんな要望が出ました。こういったことから、各都道府県の遊漁者の思いというのが、参考人である4団体の代表者の方へは届いていくものなんではないでしょうか。その辺のプロセスというのが分からなかったのも、ここで分かる範囲でよろしいので、お答えいただきたいと思い質問させていただきました。よろしくお願いします。

○城崎沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。思いがどこまで伝わるかというのは、これ正直分からないところはあるんですけども、実はクロマグロ遊漁につきましては、全国団体がございません。先ほど水産政策審議会のくろまぐろ部会のお話を御紹介しましたが、そのくろまぐろ部会の場合でも、クロマグロ遊漁の人らの全国的な組織はありませんよねという話があって、そしていわゆる規制、規律というものが図られていないではないか、そういう御意見がありました。確かに御指摘のとおり、クロマグロ遊漁についての全国団体がないので、ここにいる4名の団体がどこまで全体の意見になっているかは、そこは皆目分からないところがございます。しかしながら、これまでの経緯からしますと、クロマグロ遊漁の実態、あるいは広調委での議論の経緯を全部知っているのは彼ら4名でありますので、彼らに引き続き参加してもらおうというふうに思っております。

その上で、これは私どもの方でも遊漁関係者には周知というか協力依頼はしていこうと思っておりますけれども、やはり今御指摘があったように、この場で決まったものが可能であれば全国隅々のクロマグロ遊漁関係者に伝わらないと意味がない話でありますし、一方で、今おっしゃったように各地の遊漁関係者の意向が反映されないと、そこは空回りにもなりますので、遊漁関係者にはできるだけ全国的な意見というのを吸い上げて、議論に臨んでくれということをお願いしようと思っております。

例えば日本釣振興会は全国に51の支部があって、当然関西方面、京都なんかにも多分そういう関係者がいると思いますので、そういうところから各地の意見を吸い上げてはどうかということも必要に応じて業界団体には助言といいますか、そういうことも話をしていきたいと思っております。

○本多次長 どうもありがとうございました。それでは、例えば京都府でも、独自に日本釣振興会の京都支部等へ、遊漁者の団体から要望書を上げるとか、そういったことができるのでしょうか。勝手にはそういうことはなさないでくださいということでしょうか。

○城崎沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。そこは水産庁として別に否定するまでにありませんので、それは各遊漁団体の方で意見の集約というのがあれば、それはよろしいかと思います。

○本多次長 分かりました。大変参考になりました。ありがとうございました。

○田中会長 そもそも漁業団体と違って、監視、取締りする組織もないわけですから、承認もないわけだし、逆にそういう形で組織化ができれば、こちらというか、クロマグロを管理する側からすると有難いわけですね、組織化が進む方が。

川越委員、どうぞ。

○川越委員 但馬海区の川越でございます。

今、委員長言われたとおり、まず私の方からそもそもの話をお聞きしたいと思います。当然確かに理想は今、城崎室長が言われるような形を作って皆さんに納得していただいた上で漁獲管理をする、確かにそれはそうでしょう。しかし、当然委員を選任して、専門部会が設置された暁には、リードというか、そこは当然水産庁の情動的なものからされるわけでしょう。そのときに今の我々業者側から見て、どれだけ遊漁が釣獲をしているかという全体像の把握という情報を我々はまだ分かりません。そこらのことは的確な情報というのかな、は持っているんですか。

○城崎沿岸・遊漁室長 持っているのかと問われれば、確かなものは持ち合わせていないのが実態でございます。そうは言いましても、水産基本計画において、最終的には遊漁についても漁業と一緒に仕組みで数量管理にまで持ち上げるんだということは表明しているわけでありまして、その間が今の広調委の仕組みとはギャップがあり過ぎる。その状況を埋めるためには、まずはクロマグロ遊漁全体像を把握しなくちゃいけない。そういうふうになりますと、まずは届出制、例えば船舶の届出制、クロマグロ遊漁はほぼほぼが船舶から釣られるものですから、例えば船舶の届出制を入れて、そのクロマグロ遊漁に関わっている船の全体像、それから人間の全体像、そういう全体を把握するステップがどうしても必要だろうということで、届出制というのをまずは導入してはどうかというふうに考えているところでございます。

遡って話をしますけれども、そのようにまだ全体像が不明な中で、将来的に数量管理に

まで持ち上げるときに、まずは今の広調委から段階的に強化をしなくちゃいけない。その一つのやり方として届出制を導入して船舶の概要ですとか採捕者の概要、そういうものを把握する仕組みをまずは取り入れていきたい、そのように考えているところでございます。

○川越委員 城崎室長が言われるのは確かにそうなのですが、当委員会の中でもやはり遊漁の問題で、どこからこのマグロが来たんだろうかなというような不可解なことが消費者に流れているというようなこと、遊漁関連からと思わせるような発言もございます。そういうことで今、私はそういうふうに、どれだけ国というか水産庁は遊漁の問題について、遊漁はどれぐらいの釣獲があるのかというのを把握されているんだろうか。それがないと選任された委員の皆さん方の背負う負荷というのは非常に重い荷が来ると私は思うわけですよね。当然いろんな議論の場があって、いろいろ議論されるでしょうが、やり方としては確かにこういうやり方になるかもしれないけど、やっぱり的確な情報というのは必要じゃないですか。

それから、これだけ世の中SNSが出るときに、メディアでも遊漁者同士、漁業を専門にやっている遊漁者というのは組合とか管理しているから、それ以外の遊漁ですよ、そういう人たちの中でいろんなことが飛び交う状況がある。漁獲報告をやらないでもいいじゃないかとか、そんなことがあるかないかは知りませんが、そういうことがメディアに出てくる。そういうことがあればなかなかこれがこの先の遊漁の枠について留保から今やっているわけですが、それを正式に出すものがあるのかどうかという議論になると思うんだけど、もう少しそういうふうにして、国はまだはっきり把握していないという中で暗中模索的なことのやり方でいいのかどうかということは、やっぱり皆さんがしっかり議論をこの場でしていただいて結論出していただきたいと、私の方から一言お願いします。

○城崎沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。水産政策審議会のくろまぐろ部会の場合でも、漁業者の取組に比べて遊漁者の取組が緩いという話がありました。権利と義務の関係、数量と守るべきことのバランスが遊漁は少し遅れているのではないかという話があって、そこは枠の数字についてはくろまぐろ部会、しっかり議論してもらう一方で、管理の在り方については水政審ではなくて、広調委でこれまでもやってきているので、これからくろまぐろ遊漁専門部会を作ってしっかり議論していきますということも言わせてもらっております。確かに暗中模索ではありますが、今の遊漁をめぐる漁業関係者の見方を踏まえれば、ここは水産庁としても全力を入れてクロマグロ遊漁の全体像を把握した

上で、その管理の在り方というのをきちっと道筋を付けていくべき時期だというふうに思っておりますので、そこは今頂いた御意見も頭に入れながら心して対応してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中会長 よろしいでしょうか。宿題が一つ、実態把握してくれという、出たのがあったとは思いますが。それはそのとおりですね。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 合同会議の方の第3条の構成について一つ意見なんですけれども、各単位の会議では専門委員を入れると。合同会議では専門委員を入れないということでした。これについて提案なんですけれども、基本的にはこのスタートというのは漁業者と遊漁者の調整、これはありますね。今は私は認識では、次の段階に来ていると思うんです。何かというと、太平洋の遊漁者と日本海の遊漁者の調整という必要性も既に私は生じていると思います。それを解決するなり反映するのであれば、やはり合同会議の方にも4名の専門委員の方に入ってもらった方がいいんじゃないかと私は思っています。

○城崎沿岸・遊漁室長 入ります。

○加藤委員 入るんですか。3条は入っていないんだけど、いいんですか。入らないのかと思ったんだけど。

○城崎沿岸・遊漁室長 専門部会委員の中に遊漁関係者4名が入っておりますので。

○加藤委員 部会員という表示でいいんですね。

○城崎沿岸・遊漁室長 はい、3ページの構成のイメージに書いてあります、四角で囲ってある8名の方が合同会議に入ります。

○加藤委員 専門部会に入るんですね。

○城崎沿岸・遊漁室長 もちろん彼らを混ぜた上でやりますので。

○加藤委員 分かりました。すみません。今、大分太平洋の遊漁者と日本海の遊漁者で利害が対立しているという話を聞きますので、ちょっと心配したので、そういう話でした。

○城崎沿岸・遊漁室長 そこは全国を見ながら議論するというのでございます。分かりづらい仕組みで申し訳ありません。

○田中会長 ほかに。設置に関しての反対意見というのは特段なかったように思うんですけれども、よろしいでしょうか。本委員会としてくろまぐろ遊漁専門部会を本日付けで設置するというのでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田中会長 特段御反対がなかったということで、設置についてはお認めいただいたということにさせていただきます。

もう一点お諮りしなきゃいけないのが、委員の件なんです、委員及び専門委員の案についてはいかがでしょうか。反対なのは私ぐらいかも。漁業者の方から漏れ聞かれている方いらっしゃるかもしれませんが、これだと遊漁の人の方が人数多いので大丈夫かという意見は出ようかという気はしますがね。その点についてはどうですか。今後増やす可能性はあるかないかとか。

○城崎沿岸・遊漁室長 今後の増やす可能性というのは否定はしません。まず、4月に向けた来年シーズンの委員会指示の中身については、それは海区代表の方と遊漁関係者、そこは一緒の多分ベクトルというか、一緒の方向を見ているので、両方とも規制を在り方考えるだけですから、そこは多分利害はそんなに対立してこないと思います。しかし届出制とかキャッチアンドリリース、そういう話になってきますと、多分遊漁関係者の方と漁業関係者の方が考え方がそぐわない部分がある。そういうところで人数を補充した方がいいのではないかと、そういう議論は出てくる可能性があるかなと思っておりますけれども、それはまずは1回目をやってみて、そしてそれ以降の見通しなども踏まえて人選についてまた見直すなり再考する必要があるのであれば、その段階で考えていったらどうかと思っております。

○田中会長 どうぞ。

○水川管理調整課長 1点補足します。確かに遊漁関係者の方が人数が若干多い構成に、合同会議という形を取っても起こり得ますけれども、皆さんのお手元の資料の2ページに広調委の事務規程が載っていますが、その4項にあるとおり、議決というのは、この専門部会の議事は全員の一致により決まるとなっているので、多数派の方が多数決で、多数派の意見の方がそう言えばそのまま決まりになってしまうとか、そういう建てつけにはなっておりませんので。むしろこの会議の中で、例えば遊漁の関係の方、あるいは漁業の関係の方、それぞれの意見をむしろすり合わせて全員一致というところにどうもっていくかという議論をしていただく、そういう場として使っていただくというイメージかと思っております。

○田中会長 差し当たっては心配はないだろうということだと思いますけれども。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田中会長 それでは、この委員及び専門委員の案についても本委員会として御了承いただいたということにさせていただきます。

それでは、今後ですけれども、事務局の方で専門委員、農林水産大臣の選任手続を終わった上で、くろまぐろ遊漁専門部会に属すべき委員及び専門委員を会長が指名したいということにしたいと思います。ありがとうございます。

事務規程についても、これもよろしいでしょうか。大体内容は似たようなものになっておりますが。

（「異議なし」の声あり）

○田中会長 これも特段御反対がないということで、お認めいただいたということにさせていただきますして、第1回のくろまぐろ遊漁専門部会の会議で定めることとしたいと思います。

ウェブ参加の方もこれでよろしいでしょうか。

では、特段御反対がないということなので、以上のように御承認いただいたということで先に進めさせていただきたいと思います。

中島委員、どうぞ。

○中島委員 職務代理が専門委員の方になれというお話を聞きまして内諾をいたしました。そういう経過がございます。この二、三年の状況を見ますと、多分遊漁で大きな問題になっているのはやっぱり北陸、東北の方だろうと思いますので、私ども分からない点が多々あるとは思いますが。ですから、その辺は水産庁の方に的確な情報を出していただくということで進めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中会長 水産庁の全面的なアシストをお願いするということでよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、事務局の方で各種手続を進めていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、この議題はここで終わりますして、次の議題、3 遊漁者のくろまぐろ採捕の制限の違反者への対応方針の変更についてです。これも事務局より説明よろしくお願ひいたします。

○城崎沿岸・遊漁室長 引き続きましてよろしくお願い致します。

それでは、違反者等への対応方針ということで、横置き資料3をお手元に御用意ください。委員会指示の違反に対しましては令和6年度から違反が確認された場合には直ちに

事務局はその旨を会長に御報告をして、会長は農林水産大臣による命令、裏付け命令でありますけれども、これを発出を要請する仕組みになっておりまして、係る手続というのは会長又は会長職務代理の一任としておりました。令和6年度はこの取締りを強化したこともありまして、これまでに11件について裏付け命令を発出したところであります。引き続き委員会指示の適正な運用に努めてまいる所存です。

他方で、違反が確認される、あるいは疑義情報の段階で採捕に関わる関係者に対しまして聞き取りをするため出頭を求めたり、あるいは必要な報告を徴収すると、そういう手続につきましては、現状ではその都度委員会の指示を仰ぐ必要がございます。対応の迅速化を図り、委員会指示の運用の一層の適正化を確保するために、関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについても会長又は会長職務代理の一任としていただきたいと、そういう御提案でございます。もちろんその際に出頭ですとか必要な報告を徴した場合には、後日委員会に報告するようにしたいと思っております。委員会指示の的確な運用ということで、先ほど委員からお話があったようなクロマグロ遊漁に対する管理の強化を図っていききたいと思っておりますので、これについても御審議をよろしく申し上げます。ありがとうございます。

○田中会長 迅速な対応ということで、少し加えたいということですが、何か御質問等、御意見等ございましたら承ります。

中島委員、どうぞ。

○中島委員 内容について異論はありませんけれども、先ほど11件の裏付け命令というお話がございました。参考までにどういう裏付け命令、またどの地区で出されているのか、その辺を教えていただければと思います。

○城崎沿岸・遊漁室長 地区とか詳細まで持ち合わせていないんですけれども、詳細はまだ今、漁期が続いておりますので、全体像は春の広調委でお話をしたいと思っておりますけれども、例えば小型魚、30キロ未満の小型魚を釣っていることが水揚げ場所での立入検査等によって判明して裏付け命令を出した件ですとか、あと報告というのは今、陸揚げしてから3日のうちに報告することになっているんですけれども、3日を超えて報告した事例について事実が固まったものですから、それで裏付け命令を出すとか、そういうものが中心でございます。多くは小型魚の採捕ということでございます。改めて春の広調委で全体像をお話ししたいと思います。

○中島委員 ちなみにプレジャーボートですかね。

○城崎沿岸・遊漁室長　そこはプレジャーボートもありますし、遊漁船もあります。そこは混在をしているという状況でございます。

○中島委員　分かりました。

○田中会長　もう一つ多分皆さんが知りたいのは、どうしてそれが判明したかということじゃないかと思うんですけども。

○城崎沿岸・遊漁室長　これは水産庁にも漁獲監理官という新しい組織ができて、クロマグロ流通も含めて監視というのを強化しております。それと今日ここにも参加しておりますけれども、水産庁には漁業調整事務所がありますので、そういうところから現場への立入りですとか、あと関係県との連携ということもやっております、そこには遊漁関係者、漁業関係者からのいろいろな情報ということも提供を受けて、民間、県、国と連携しながら取締りをしているというのが先ほど御紹介した11件につながっているんだろうと思っております。ありがとうございます。

○田中会長　ありがとうございます。

○網谷委員　ただいまの質問の中で、私ども富山県でもそういう委員会指示違反ということが発生しまして、発生するに当たって、まず遊漁者間の中でSNSとかで、あの船が毎日釣っているのになぜ捕まらないかとかいうような、そういう投稿がかなりありました。それで、私のところも実際に来ました。県は何しているんだということで、私のところにも来ました。いろいろ調べてみますと、やはり報告義務というのがあるにもかかわらず、実際の報告している事例というのは10件に1件もないというのが現状みたいです。だから、先ほどの2番目のまぐろの専門部会の設置というところで私も言おうと思ったんですが、実際の全くどれだけ水揚げしているとか、そういうことを把握もできずに、こういう遊漁者に加担するような、多分こういう部会を作ると、やはり今現在遊漁者は40トンというふうに決められていますが、将来的に水産庁は大体どれぐらいの量を遊漁者に提供するつもりなのかということも含めて、現在の40トンであればほとんど1日か2日で消化してしまう量なんです。もし、そうだったとしたら、こういう専門部会とか必要がないんじゃないかと私は思っております。これは将来的にみんなが真面目に漁獲報告とかそういうことがされるのであれば、これもいい設置だと私は思います。でも、そういう全く把握もできずにこういうものを、多分今現在、遊漁者のこういう釣り団体からどれだけの要望があるか私は知りませんが、かなりの量を要望しているんだと思います。だから、そういう中で、やはり違反者への対応、まず委員会指示違反ということで、今、富山県の遊漁者の

方が思っておられるのは、1回の委員会指示違反では罰せられることはない。やっぱり2回も、次に捕まったときには、だから1回目は何してもいいんだみたいな、そういう風潮が流れつつあるものですから、それを是非はっきりとした形で水産庁から提示していただきたいと思います。

以上です。

○城崎沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。まず、クロマグロ遊漁にどれぐらいの数量を与えるかというのは、水政審の場でもやはり権利と義務の関係が脆弱な中では、枠を与えるというのは時期尚早だろうという議論にはなりました。その上で、現状の留保の中でまずは国として管理をする、そういう管理の仕方がいいのではないかというふうになっているので、そこはそういう御指示の下で水産庁はクロマグロ遊漁管理をしていくのが基本になるんだろうと思っております。

その上で、今のインターネットを利用した生活が発展する中で、いろいろな情報が飛び交っていて、疑義情報も混ざっているというのが実態だろうと思っております。そういうものに対してどのような仕組みが一番即効性があるのか、抜本的な解決がすぐ見付からない中でも、管理の仕組みを進めていかなくはいけないということは、漁業者の方からの求められている水産庁の責務だというふうに思っております。そういう意味では将来的な数量管理、それこそ個々人から漁獲報告を出させるような、漁業者と同等性のある数量管理までもっていくということを念頭にしておりますので、その段階として例えば届出制などの導入をある意味、漁業者の方から見れば遅れているというふうに言われるかもしれませんが、そこにはまずは手を付けていかなくちゃいけないということの決意として、こういう専門部会を設けるということでございますので、そこは御理解を頂きたいと思っております。

それと、富山県さんともこれまで連携して実際に取締りがされた事例もございます。特に先ほど中島さんの話が合ったように、北陸や東北が中心だろうということで、相当多くのクロマグロ遊漁船が行き交っている。そこには遊漁船もあればプレジャーボートも相当入り混じって行っている部分があるので、もちろん広調委は国で所管をしている制度でありますので、国が積極的に汗かく、そこはやっていきますけれども、他方で地方の都道府県の方々にも御協力いただかないと全体像が回すことが難しいので、そこはこれからも都道府県さんともうまく連携しながら、少しでもクロマグロ遊漁の実態把握と、あと管理の実効性を高めるということにこれからも取り組んでいきたいと思っております。ありがと

うございます。

○田中会長 網谷委員、どうぞ。

○網谷委員 そこを1回の違反でやっぱり刑罰を与えるというような仕組みにはならないんですか。

○城崎沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。委員会指示のそこは若干限界があるところだと思っております。委員会指示、御案内のとおり、それは広調委でも海区の委員会でもそうですけれども、行政委員会的なものであって、法律ではない、法令ではないというところがありますので、指示を破ったときには、まず裏付け命令をとということになります。去年まではその間に1回指導も入って、その指導を守らなかったら委員会指示ですよと、そういうワンクッションがありましたけれども、今回はそれをダイレクトにしております。委員会指示を違反した場合には、次は罰則ということになっていきますので、そこは制度上、そこはどうしても仕方がないところであります。裏付け命令を受けた遊漁者にとっては、それは行政処分になりますので、これからは関係県だとか、それこそ捜査機関、海上保安庁にもそういう情報が行けば、あの人は1回裏付け命令を受けた人間だよねということで、これからそういう目で見られることになりますから、一般の方に対してはそういう1回目だからオーケーというものではなくて、あなたには命令が下っているんですよと、そういうきちんとした認識を持った上で日頃の行動してもらうように、そこは誤った情報が行かないように、周知というか、きちっと指導なりをしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○網谷委員 それと裏付け命令の有効期間、期限なんですが、例えば今年委員会指示の違反で捕まりましたと。翌年になって、翌年になると、前年度のそういうのは無効ということなんですか。

○城崎沿岸・遊漁室長 無効といいますか、委員会指示の有効期間というのが令和6年度は令和7年3月31日までになりますので、やはり委員会指示に基づくいろんな命令というのも、その期間に収まることになると現状では考えております。ですから、年度はまたがないということになります。

○網谷委員 ということは、翌年になると、もう一度そういう違反があっても、改めてというようなリセットになるということですか。

○城崎沿岸・遊漁室長 リセットといいますか、それは。

○田中会長 時効ということです。

○城崎沿岸・遊漁室長 委員会指示の有効期間を超えると、結果的にそういうふうになるかと思います。

○網谷委員 やっぱそれってちょっとおかしいと思いませんか。私はおかしいと思うんですけれども、1年間例えば指摘を受けたら1年我慢すれば、翌年になったらまたやってもいいみたいな話になっていくと思うので、その辺をもっと厳しくしていただきたいなというふうに思いますけれども。

○城崎沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。そうなりますと、今の委員会指示ではなくて、それこそ省令で承認制にするとか、法令に基づく制度にそこは昇華させないと、そこは難しいので、そういうことが最終的には数量管理になっていけば、こういう委員会指示ではなくて違う仕組みに多分なってくるでしょうから、そうすると今、委員がおっしゃったような仕組みになるかもしれませんけれども、現状では制度上、そこまでは難しいので、その将来像に向かって体制を組み上げていく、そういう制度設計をしていくんだらうと思っております。

○網谷委員 分かりました。是非そうしていただきたいなと思います。やっぱり漁業者がちゃんと真面目に決まりを守ってやっているのに、遊漁者だけがそういう逃げ道があっては駄目だと思うんですよね。ということで、よろしくお願いいたします。

○城崎沿岸・遊漁室長 ありがとうございます。

○田中会長 川越委員、どうぞ。

○川越委員 今の富山の網谷委員の関連した話で、実は最近というか、今、我々小型魚というところは盛漁期でございます。30キロ以下という中で、私も組合を預かる者として、正直な話が、そういう遊漁、漁業者の遊漁というか、そこはある程度管理ができています。しかし、プレジャーとかそういうもの、特に今の時期、1キロサイズ、それは漁業者、兵庫の場合、非常に配分量が少ない中で、いつも調整委員会の中で議論になるのはエリア、エリアの配分量と。特に小型魚ですから、零細な漁業者が釣っている沿岸マグロ、そういうときに非常に委員会の中ではそういう漁業者同士の配分のやり取り、これが非常に議論になる。しかし、今言われるように、遊漁の部分の話って余り議論なされない、そういう一部消費者の方からこのマグロはもらったりしたんだけど、これどこからもらったんだろかというふうな意見はあるけれども、そういう遊漁者の釣獲の議論というのは余り重きでない。特にやはり配分のことについて自分らはこれだけしか獲れない、それをどう分けるかというところで、非常に小型魚というのは下は当エリアだったら例えば800グラムぐ

らしいのヨコワから、どんどん成長して今では2キロぐらいまで成長してきているというように、漁業者は非常に少ない配分量の中でシビアな相互関心を持ってマグロの釣獲に当たっている。

しかし、片や遊漁というか、特にプレジャーなんかだったら、何もそういう彼らのキャリーバックというんですか、そういう中まで我々が点検するわけにはいかないということで、実際にそういう特に小型魚の場合は、目に付かないじゃないですか。大型魚は目に付くじゃないですか。だから、皆さんが目でも見えるし、すごいとか、いろんな情報が飛び交う。しかし、こういう小さいヨコワなるもの、下は本当に600グラム、700だ、800だ、小さいもの、少し大きくなって2キロとかなると若干目に付くようになるんだけど、そういうものの本当に先ほども言ったように、管理的なことが本当にできるのかという話。私どもの県だったら、どうしても組合がそれを把握して、それを行政に報告するというふうなスタイルになると思うんだけど、実際組合でもそういう漁業者の遊漁の部分は当然販売掛けるから分かる。なかなかそういう以外のものの一般の釣り人のものまでは把握ができないというのが実態ですから、それを1匹まで逃さず管理せよとは申しませんが、さっき言ったように、そういう人たちの本当に釣獲の管理がどこまで把握ができて、この議論に拍車がかかるかなということは、これは皆さんが思っていることだと思います。非常に言いづらいことを言うようで申し訳ないんだけど。

それからもう一点、以前の広調委で参考人の意見を聞いていて、委員の中に学識経験者、特に4回の中、学識経験者を1名選任しようという案ですが、申し訳ないんだけど、その議論を聞いていて、彼ら言われるのに非常に経済効果論を言われる、あったでしょう。ああいうことを聞くと、どうしても漁業者側は弱くなるというのかな、耳触りのいい話。これは地域に貢献して経済効果はあるじゃないですか。こんな具合だったら進めていったらどうですか。それは学識経験者で海のことをよく知らない先生方が聞いたら、それはそうだよねというような話で応援団になってもらっても非常に困る。というようなこと、私の私見ですから、これは議事録にどう書いてもらってもいいかも分かりませんが、そういう思いがあって、特に小型魚の場合の釣獲の把握というのは非常に難しい部分があるということをとらまえておいていただいで議論していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○城崎沿岸・遊漁室長　ありがとうございます。今、川越委員からお話があったことが、今のクロマグロ遊漁をめぐるいろいろな論点が全て網羅されているんだなと思いました。

改めて遊漁管理の難しさというのを感じるところでありますけれども、そうはいいまして、前に進めていかななくてはいけないという意識でございます。

それで、今、プレジャーボート、もちろん捕捉が難しいですし、実態把握が大変なんですけれども、クロマグロ遊漁に関して言えば、先ほど中島さんにもお話ししたように、クロマグロの委員会指示違反をするのはプレジャーボートもありますけれども、遊漁船が違反に加担している例というのも往々にしてあります。私どもは遊漁船だから、プレジャーボートだからという見方はしていなくて、クロマグロ遊漁という全体像を見ています。クロマグロ遊漁船についてもそれは漁協の組合員の方もいらっしゃるわけで、漁業者仲間が苦しい思いをしている横でクロマグロ遊漁で違反に加担しているという事例もあるものですから、そういうところは誰にというわけではなくて、クロマグロ全体として私どもは物を見ていかななくてはいけないと思っています。その上で、プレジャーボートの難しさというのも身にしみながらやっていくということになろうかと思えます。

あと経済効果につきましては、先ほど確かにこれまでの参考人の意見なりも、その辺は相当重点、フォーカスした御意見もあって、そういうのはもちろん拝聴はしてきましたけれども、経済効果は地域によってまちまちでありまして、泊まりでクロマグロ遊漁に行くところであれば、それなりに地元にお金が落ちるところもあるでしょうけれども、都心から近いところで日帰りでクロマグロ遊漁を楽しんでいる人も多いわけございまして、そういう遊漁については実際にお金が落ちるというのはコンビニエンスストアぐらいしかお金が落ちないのではないかと、そういう研究もあつたりとか、いろいろ経済効果というのはまちまちなんだろうと思います。それは地域に応じて違うので、それを全国に押しなべて一般論で話をしているのか、そこは精査が必要だと思っています。私どもはそういう意識で経済的な効果について接しているという状況でございます。

いずれにしても、これまで参考人としての意見ではなくて、これからはちゃんとした物事を決めていかなくちゃいけないということになりますので、建設的な議論ができないと、先ほどうちの課長から申し上げたような会議が全体の意見の一致を見ないという話にずっと平行線になってしまうものですから、そこはうまく議論が収れんするように、先ほど水産庁が全面的に話をとありましたけれども、そこは水産庁としてうまくバランスが取れた議論になるように、そこは全力を尽くしてまいりたいと思っております。

○田中会長 成澤さん、どうぞ。

○成澤所長 新潟漁調としては、今シーズン、5、6、7月を中心に管内の県の取締りを、

数は言えませんが、積極的にやったつもりでいます。我々のやり方としては、あまた多くある疑義情報、聞いているうちに大体確度が分かってくるので、多くは反対勢力に対する潰しに掛かる疑義情報というのはだんだん聞いていると信憑性がないというのは分かってくるので、具体的な名前であったり、港であったり、違法のクロマグロの獲り方というもの、その具体性が見えてくるものを中心に我々行っています。今、我々のやり方はその疑義情報を基に、該船が帰ってくる時刻を大体割り出していくという、余りここでしゃべって議事録に残したくないんですけれども、そういったやり方の受け身のやり方なんです。すごくやっぱり困ったのは、どの船も獲れる中で疑義情報でその船を行くと、クロマグロを持っているか半か丁かの勝負なわけなんです。だから、今、届出制にさせていただくということになると、届出の証明がない限りにおいて、小型魚であれ大型魚であれ獲っていれば一発で出せるということに関しては、今の水産庁の方向性は私は絶対いいと思っています。

もう一つすごく感じたのは、陸上監視部隊のやり方には限界があって、やっぱり洋上からの連携というのがすごく大事で、とある県が洋上から協力していただいて、今のところ県は積極的に主体的にやってくれないですけれども、遊漁船団のなぶらで釣っている連中が釣り切って今、港に向かってくるという時間的な情報ってすごい陸部隊にとっては有用なんです。プラスやっぱり、今、県の方はやっていませんけれども、県の取締り、略して県取といっていますけれども、県取船がやっぱり洋上で見て、小型魚なり禁止したマグロを採捕して締めてクーラーボックスに入れた瞬間に突っ込むという体制を取るべきかなと思って、その辺の協力は県に求めていこうかなと思っています。

我々も今、水産庁とやっていこうと思うんですけれども、いかんせん499とか900トンクラスの船の搭載って、搭載艇から遊漁船に突っ込むということは3マイル以上離れちゃいけないとかいう決まりがあって、でかいうちの船を浮かべたところで遊漁船の連中がルアーを投げるのをやめるのは目に見えているので、そういうようなやり方もあるんですが、やっぱり洋上プラス陸上での監視というのは我々もいろいろ試行錯誤でやっていこうかと思っています。だから、川越委員が言われたような、小型魚に対する取締りというのも、小型魚に対するというのも洋上管理、洋上での取締りというものも今からやっていくことということは考えていくべきかなと思って、我々も何もやっていないわけじゃなくて、制度面での整備と、それから陸上部隊での試練、経験というものを積んでやっていくことを考えています。

○田中会長　ありがとうございました。

水川課長。

○水川管理調整課長　いろんな御意見ありがとうございます。簡単に申し上げますと、この専門部会を作るということの方向性というか趣旨は、クロマグロ遊漁の管理をもっとどうやってしっかりしたものにしていくのかという方向なんです。なので、決してある遊漁者に加担して、その人たちの思いを実現するためにやるということではなくて、むしろ管理をどう強化していくのかという方向性で何が必要かという議論をしていくつもりです。おっしゃるとおり、今、川越さんおっしゃるように、そもそも遊漁で全体でどのぐらい獲られているか分からんだろうと言われると、それはそのとおりだと思います。ただ、それ以前に量もそうなんですが、一体どこの誰が、そして日本全国何人がやっているのかということすら今、把握はできていない。その中で、じゃ、少なくともクロマグロ遊漁をするであろう人たちの母数とか全体像というのをつかむにはどうすればいいのか、その答えの一つはまずは届出制というのがあるとは思いますが。なので、そういうこと、つまり全体像を把握するために何が要るのかという議論は是非ともしていきたい。そのための専門部会としての役割というのはあるんじゃないかなと思っています。

あと、今、採捕報告をさせています。その採捕報告というのは虚偽や架空もあるだろうとか、SNSを通じた虚偽報告を促すような、そんな動きもあるだろうとおっしゃるのは、それはそのとおりです。なので、今、採捕報告させている内容からして、今のままでいいのかということは是非議論をしたい。それは来年度の広調委指示そのものに関わってくることなので、報告の内容の在り方はどうなのかとか、つまり目下できること、それから、長期的あるいは中期的に全体像を把握していくために何をすればいいのか、そういうもろもろの課題についてしっかり議論する場を作っていきたいというのが専門部会設置の趣旨なので、どうかそこは御理解を賜ればと思っております。

以上です。

○田中会長　ありがとうございました。大分違反の取締りというか、対応方針から発展していろんな議論になりましたけれども。どうぞ、加藤委員。

○加藤委員　この赤字で今回加わった制度の運用について希望なんですけれども、実は山形県も水産庁の方から今回1件違反例を挙げられました。私、実は漁業者の遊漁船業者とも、それから漁業者じゃない人がやっている遊漁船業者ともかなり多数の友人がいて、それで人からいろんな話、苦情とか要望とか聞くんですけれども、実は山形県で今、挙が

った例というのは水産庁の報告を見ると、船長が採捕期間終了後にマグロ1匹釣ってきたという報告なんです。これは遊漁船業者なんですが、県外船でした。山形県内に船籍を持っている遊漁船の船は、漁業者の遊漁船業者も非漁業者の遊漁船業者も、私から見ても皆さん真面目にやっていると思います。そんな中で県外の船籍港の遊漁船業者が来て違反やっているということで、山形県内の遊漁船業者は怒ってしまっただけで通報してくれたという。それで発覚につながったという、いい傾向だなと思ったんですけども、ただ、その結果、実はそのときにお客さんが多数乗っていたんです。お客さんも全部釣っているんです。ところが、結局今の遊漁船の適正化に関する法律では、船長は調査対象にできるんですけども、お客さんが調査対象にできないんです、たしか仕組み的に。その結果、船長はしょうがないからクーラーボックスを開けた。1匹出てきた。お客さんは開ける義務がないから開けない。お客さんは全部とがめられないという。その結果を聞いた通報してくれた善意の遊漁船の人たちが、結局、じゃ、船長がかぶれば客はやり放題かよって、おかしいんじゃないのというふうな批判がすごい、苦情というか出たんです。

それで思うんですけども、今回の関係者というのはお客さんも含むというふうな解釈でよろしいのかということと、もし、お客さんも含むのであれば、是非ともこれで関係者、だってお客さんは乗船者名簿を見れば分かるわけですから、だからそれを見て、そういった不良なお客さんというか、そういった人にも事情を聞くとか何とかとして歯止めをしてもらえれば、真面目な遊漁船業者がばかを見なくて済むということになるので、そういった運用が可能なかどうかと、可能であればそういうこともやってほしいなという要望と二つです。

○城崎沿岸・遊漁室長　ありがとうございます。まず、関係者というのは乗船名簿という話がありましたけれども、例えば遊漁船の船長さんから疑義があった日の乗船名簿を出してくださいということもあり得ると思っております。それと、あと委員会指示自体は遊漁船業者には掛かりません。これは建付け上、採捕者に対する指示ですので、採捕者に指示は出しますけれども、遊漁船の関係者には広調委の委員会指示は、それは掛からないです。

他方で遊漁船業法で遊漁船の船長は、自分が案内する漁場でどういう制度があるかというのはあらかじめお客さんに知らせてくださいという、そういう仕組みがあります。なので、それを伝えなくてクロマグロを釣らせた、あるいは釣っていることを見ているのに何も注意をしなかったという話になりますと、遊漁船業法上の事前の周知義務違反というのに該当する可能性があります。先ほどおっしゃったような事案についても、それは登録を

している、別の県でありましたので、別の県の遊漁船担当者から遊漁船の方にはこういう仕組みがあるけれどもちゃんとやっているか確認してもらっています。この委員会指示が全包围網的に適用されるわけではないので、それは対応する者によって遊漁船業法、いろいろな法律を交えながらやっていくということで取り組んでいくんだらうと思っております。

○加藤委員 確認なんですけれども、私の理解が間違っていたらあれなんですけれども、一応これ客に対してクーラーの中を見せろとは強制的には言えないんですよね。

○城崎沿岸・遊漁室長 嫌だと断られてしますと、そこは確かに限界があると思います。でも、そこは拒否するのであれば、それは何で拒否するんですかという話にはなっていくので、それを強引に開けろということになると、そこはいわゆる委員会指示の制度の限界論がありますので、そこは厳しいんだと思っています。

○加藤委員 大きいブリ入っているのと言われたらアウトです。

○城崎沿岸・遊漁室長 そういうへ理屈を言われると、そこは厳しいところは出てくると思います。それが確かにその場ではそこから先は追及できないかもしれませんが、私ども先ほど成澤が言ったように、いろいろな取締りの中では、いわゆる情報が積み上がっています。そういうことが前例となれば、次回からのその船、あるいはその人を見る目というものが違ってきますので、そういうことでその後の取締りというか、そういうのものにつながる情報の一つとして、私どもとしてきちっと情報管理をしていくんだらうと思っております。

○田中会長 よろしくないと思いますが、そもそも、どうぞ、中島委員。

○中島委員 今、問題になっているお話がありました。強制的に開示させることはできないと、それはそうなんでしょうけれども、そこが一番今度問題になってきますよね。それを繰り返すことによって、じゃ、俺は見せねえからということが出てまいりますので、その法的担保、何らかのものをやっぱり考える必要があるんじゃないですかね。

○城崎沿岸・遊漁室長 そこは委員会指示の部分では限界があるという話をしましたけれども、他方で漁業法の中には漁業監督公務員、漁業監督吏員という仕組みがあって、そういうものは漁業関係法令の疑義があれば、それは強制的に立ち入ることもできるわけありますので、そういうものを漁業監督公務員、漁業監督吏員と、あと委員会指示の関係、連携というのも頭に入れながら取り組んでいくことなんだろうと思っております。

○中島委員 法令の詳細、覚えていないんですけれども、いわゆる委員会指示違反であっ

ても、いわゆる水産関係法令の中に入ってくると思うんですね。

○城崎沿岸・遊漁室長 そこは入らないです。

○中島委員 入らないんですか。そこの整理が必要になってくるんですね。

○城崎沿岸・遊漁室長 そこの境目があって、それは広調委の場合はこういう大臣選任とかいろいろありますけれども、特に海区の方になれば行政委員会なわけです。ですが、行政委員会である海区漁業調整委員会の指示というのは、やっぱり漁業関係法令ではないという整理がこれまでされてきているので、そこは広調委でも理屈は一緒でありまして、厳密に言えば、漁業関係法令ではないところ、そこがいろいろな制約があるというのは現実です。そこをどういうふうにもうまほかの制度と連携させながら委員会指示の実効性を取っていくのかということが、これは工夫のしどころなんだろうと思っております。

○田中会長 よろしいでしょうか。どうぞ、平山委員。

○平山委員 今で確認させていただきたいんですけれども、遊適法は漁業関係法令ではないという立てつけになっていると。であれば、漁業監督吏員が遊漁船を調べるときの法的なバックボーンというのはどういうふうな理解をすればいいんですかね。

○城崎沿岸・遊漁室長 遊漁船業法も漁業関係法令ではないので、遊漁船業法の立入云々検査になると、そこは各都道府県の遊漁船業法の担当の部局で対応してもらうしかないと思ってしまして、例えば立入検査をするときに、遊漁船業法まで議論が及ぶのであれば、各都道府県の遊漁船業法の担当にもそこに立ち会ってもらうようなあらかじめ段取りが必要になるんだろうと思っています。それは遊漁船業法、自治事務になっておりますので、水産庁でもそこはなかなか遊漁船業法でという切り口では入れないというのが、そこは制度上の整理だと思っております。

○平山委員 そうなりますと、いわゆる漁業取締船に乗っている監督吏員と別途県庁なりの遊適法の担当者が同席する必要があるという考えなんですかね。

○城崎沿岸・遊漁室長 例えば漁港で、遊漁船に釣った者に対して入るというのであれば委員会指示で根拠になると思いますけれども、その遊漁船の船長さんに対して何か言うというのは広調委がどこまでできるか、広調委というのは採捕した者に係る指示でありますので、遊漁船業者にどこまで生きるのかというのは、そこはいろいろ議論が要ると思います。その上で、先ほど言ったように、名簿を出してくださいとかいうのは、それは委員会指示の今回お願いしておる関係者に対して資料の提供するというのは、それはできると思っておりますけれども、遊漁船業者に対して先ほど言ったような、あらかじめ禁止事項を

報告しているんですかということを知りたいと思えば、そこは都道府県の遊漁担当の人間に入ってもらわないと、そこは難しい面があるのではないかと考えております。

○田中会長 大分皆さんの取締りが難しいというのの理解が深まったと思うんですけども、根本的に言うと、遊漁を取り締まる法律がないということなんです。漁業は漁業法があって取り締まれるけれども、遊漁は遊びなので取り締まるものがない。そこで何とか取り締まれる可能性があるここに話を持ってきてやれないかと四苦八苦しているんですけども、やっぱり限界があって、結論的には漁業と同じように許可制にして取り締まるとかいうところにいかないと駄目なんだと思うんです、最終的には。ほかに方法はないんじゃないかと。今、過渡期なんですね、そういう意味で。

ということで、大分脱線しましたけれども、どうぞ。

○佐藤課長 新潟漁調から補足させていただきますと、先ほど山形県に加藤委員から頂いた違反事例なんですけれども、これ自体海保が違反を確認して、その確認情報が新潟漁調にも上がってきたというものです。実はこれ、今、釣りの船長がというお話だったんですけども、違反したのは釣り客が違反をしたというところで新潟漁調では報告を頂いております。なので、強制力はない中でも一応開けていただいて、それでクロマグロを釣っていたという確認はしたという、そういった事実となっております。

○城崎沿岸・遊漁室長 それでももちろんその場面場面できちっと処分までもっていければいいんですが、なかなかそこがいろいろな制度の限界があって、できないことがありますけれども、今言ったような情報というのは船名まで分かっているわけですから、そういう情報というのはこれからの取締りをするときの色眼鏡で見られるわけになるので、そういうことで次の現場を押さえる船の優先度といいますか、そういうふうにいわれるリストに入ってくる話なので、そこはその場でばっと捕まえられなくても、行く行くの取締りに生きてくる情報だと思っています。そういうのをうまく活用しながら規律を保っていけるようにやっていきたいと思います。ありがとうございます。

○田中会長 委員会指示の第75条、新しい方についてなんです、これは御承認いただけますでしょうか。ちょっと厳しくなった。

（「異議なし」の声あり）

○田中会長 ありがとうございます。僅かですか。ありがとうございました。

それでは、ウェブの方も大丈夫ですか。ありがとうございます。

それでは、御承認いただいたということで本委員会として日本海・九州西広域漁業調整

委員会指示第75号に基づく遊漁者のくろまぐろ採捕の制限の違反者への対応方針について、本日付けで変更することといたします。なお、今後の事務手続上におきまして、軽微な修正等があった場合には、会長一任とさせていただきたいと思います。事務局においては、各種事務手続を進めていただければと思います。

3時過ぎましたが、ここで5分休憩でよろしいですか。3時15分まで休憩ということにさせていただきます。15分から再開いたします。

午後3時07分 休憩

午後3時16分 再開

○田中会長 時間になりましたので、それでは再開いたします。

次の議題（４）広域資源の管理についてです。

昨日から本日の午前にかけて、当委員会の三つの部会である日本海北部会、日本海西部会、九州西部会がそれぞれ開催されたところでございますが、当委員会の事務規程第14条におきまして、それぞれの部会での調査審議結果を当委員会に報告しなければならないこととなっております。

まず、（４）－１部会における取組について、事務局より説明よろしく願いいたします。

○松島課長補佐 資料４－１を御覧いただきたいと思います。

こちらは番号を振っておりますとおり、17魚種・系群等について記載しております。このうち日本海西部会で議論いたしましたのは13番のアカガレイ、ズワイガニ、それから九州西部会で議論いたしました14番から16番までに記載しておりますガザミ、九州・山口北西海域のトラフグ、マチ類でございます。そして日本海北部会で議論いたしました1番のスケトウダラ及び9番のマガレイ、ハタハタについて御報告になりまして、後ほど、各部会ごとに簡単に御報告をさせていただこうと思います。

なお、本委員会での対象といたしましては、このほか10番のトラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群、11番のベニズワイガニ、12番のマアジ、マサバ、マイワシ及び17番、太平洋クロマグロとなっておりますので、併せて御報告させていただきます。

それでは、まずは九州西部会の方から御報告をお願いしたいと思います。

○中村所長 九州漁業調整事務所長の中村でございます。よろしくお願いいたします。

昨日の九州西部会では、先ほど説明がありましたように、トラフグ、ガザミ、マチ類について水産研究教育機構の方から資源評価結果について、あと九州漁業調整事務所の方か

ら、広域資源管理に関する取組について報告をいたしております。

まず、トラフグについてです。

資源評価では、若齢魚の漁獲が減って、3歳以上の親魚が想定以上に残ったことや、親魚量は増えているが、高齢魚が多く、親魚尾数は減っていること。また、系群全体の資源量は、漁獲量の再集計の結果、10年後までに目標に変わる基準値を上回るために必要なベータは、種苗放流を加算すれば0.7とやや改善した旨の御説明がありました。

また、資源管理では、小型魚の再放流等の自主的管理のほか、操業の承認届出を規定する広調委員会指示等の取組について報告を行いました。

委員からは、放流種苗は資源の増加に寄与しているのかという点や、加入の減少と高齢魚の増加の関係、目標管理基準値がMSYとなっていない点の漁業者への丁寧な説明等について発言があり、水産機構からは、放流魚が資源に一定の貢献をしていることや、産卵所にたどり着かない親魚が増えており、獲り控えをする配慮が必要などの御説明がありました。

次に、ガザミです。

資源評価では、関係4県の漁獲量合計が2023年は126トンで、合計漁獲量としては低位でした。しかしながら、直近年のガザミ資源水準で増加傾向にあること。ただし、資源動向については、2024年のCPUEが減少していることから注意が必要と考えられる旨の御説明がありました。

また、資源管理では、小型ガザミの再放流等の自主的管理のほか、タモ網、その他のすくい網の採捕禁止期間を規定する広調委指示等の取組について報告を行いました。

委員からは、CPUEが下がっている要因等について御発言があり、水産機構からは、有明海の湾奥での貧酸素や河川水の流れ込みによる環境要因でガザミや餌資源にとって厳しい環境であったことなどの御説明がありました。

最後に、マチ類です。

評価対象のアオダイ等4種について、資源水準はいずれも低位にあるとの御説明がありました。

また、資源管理では、保護区の設定や小型魚の保護等の取組について報告を行いました。

委員からは、保護区の解除による効果や操業実態等について御発言があり、事務局や水産機構から、保護区が解除されて期間が短くはっきりとした効果が見られないが、一部の漁業者からは大型の魚が増えているとの話を漁業者から受けているということや、生息し

ている水深帯が異なるので、実態については今後把握していきたいなどの説明を行いました。

以上、簡単ではございますが報告をさせていただきます。よろしくお願いします。

○松島課長補佐　続きまして、日本海西部会から報告をお願いいたします。

○木村課長　境港漁業調整事務所の木村です。

昨日午後に開催されました日本海西部会について御報告いたします。

日本海西部会では、アカガレイ日本海系群、ズワイガニ日本海系群A海域について水産研究・教育機構から資源評価について御説明をいただいた後に、事務局から、広域資源管理について御報告し、議論を頂いております。

アカガレイ資源についてですが、漁獲の動向としては、漁獲量は減少傾向となっております。

日本海系群の資源密度指数は、1981年をピークに減少していましたが、2009年以降増加し、直近5か年の動向も増加が示されております。

漁獲圧は、最大持続生産量（MSY）を実現する漁獲圧を下回っており、親魚量もMSYを実現する親魚量を上回っているということで、いわゆる神戸チャートでいうところの緑の位置にあるという評価となっております。

続きまして、ズワイガニ日本海A海域に関する漁獲動向ですけれども、2007年漁期まで増加しておりますが、以降は減少し、2023漁期は2,000トンでした。

漁獲圧は2004年漁期以降、最大持続生産量（MSY）を実現する漁獲圧を下回っており、親魚量も2004年漁期以降、多くの年で最大持続生産量を実現する新魚量を上回っているという状況で、2023年の直近でも上回っております。

いわゆる神戸チャートの評価でいきますと、緑の箇所にあるという評価となっております。

これに対して資源管理の取組でございますが、ズワイガニについては、TACのほか保護区の設定、水深帯規制、小型個体の保護など自主的管理が継続して実施されており、アカガレイにつきましても、保護区の設定や小型魚の保護など自主的管理が継続して実施されているということを事務局から御説明しました。

委員の方からは、ズワイガニの資源評価について、当たっているという実感のコメントとともに、海域ごとに見ると、資源状況の違いや操業実態の違いがあることから、資源評価やTAC管理について工夫ができないかという御意見がありました。これについては、

来年予定されているステークホルダー会合に向けて検討する方向性で議論がなされました。

また、資源評価やTAC設定については、漁業者だけではなく観光・流通関係者にも理解していただけるように説明機会を設けるべきとの御意見もありました。

また、その他の議論として、北海道産オオズワイガニが周年流通していることについて、漁期が定められているズワイガニへの影響を危惧する御意見がありました。

以上、簡単ではございますが、日本海西部会での議論の状況を報告させていただきます。
○松島課長補佐 最後に、続きまして今日午前中議論がありました、日本海北部会についてよろしくをお願いします。

○佐藤課長 新潟漁業調整事務所資源課の佐藤と申します。

それでは、本日午前に開催されました日本海北部会における日本海北部のマガレイ、ハタハタ、あとスケトウダラ日本海北部系群の3資源の資源管理の取組について御報告申し上げます。

部会では、水産機構から資源評価結果について説明いただきまして、事務局からは、広域資源管理に関する取組について報告して、その後に委員の皆様から御意見いただき議論させていただいたところでございます。

まず、日本海北部のマガレイ、それとハタハタについてでございますが、資源評価結果から申しますと、資源水準は低位、資源動向は、直近5年間の漁獲量推移から、マガレイについては漁獲量の推移から減少、ハタハタについては、直近5年間の標準化推移から減少、そういった報告がございました。

これらの資源についての資源管理の取組についてでございますが、これまでこれらの2資源については、資源回復計画、そこから令和2年度から始まった資源管理協定に移行したその中で、漁業者の自主的な取組として資源管理を継続して行っていております。

そういった報告をさせていただいた後に、委員の皆様から意見があったのが、北海道のマガレイ、日本海西部のハタハタの資源状況について確認があったことと、あとハタハタの遊漁について資源への影響はないのかというところにつきまして、水産機構の方から、山形県と秋田県のデータを使って遊漁の資源への影響について解析を行っているところでございます。

そちらのデータの収集方法を含めて解析の精査が今後必要であるところであるんですが、今のところ山形県の方が全体的における遊漁の再放流の比率が高いと、そういった説明があったところでございます。

これに対し委員から、長いスパンでは遊漁による資源への影響は無視できないレベルですけれども、現状、接岸がなく、沖合での産卵も再生産に結び付かず、資源の回復は難しい状況といった意見があったところでございます。

続きまして、スケトウダラ日本海北部系群につきましては、資源評価の結果でいいますと、資源量、親魚量につきましては、依然として低い状況ではあるんですけれども、資源量は2014年漁期以降、親魚量は2016年漁期以降増加傾向という状況でございます。

これについて、資源管理としましては、TAC管理にスケトウダラにいては取り組んでいるところとして、また、漁獲努力量の削減として、操業日数の削減ですとか、小型魚の保護ですとか、そういった取組を、自主的な取組を合わせて令和5年度においてもしっかり取り組んでいたということを報告させていただいたところでございます。

これについて委員からは、スケトウダラ日本海北部系群の回復は、漁業者の日々の取組の成果だと思いますが、目標管理基準値が高過ぎるのではないかと。1魚種だけの資源管理をすることが本当にいいのか。関係する魚種も考慮した資源管理の取組が必要なのではないか。資源が回復して水揚げ量が増えたとしても、その資源を取り扱う漁港等のキャパシティの問題も出てくるのではないかと。資源の有効利用を勘案した資源管理も必要なのではないか。一度減った資源が回復しても食文化は回復しないので、この点も考慮して資源管理の議論をする必要があるのではないかと。そういった旨の意見がございまして、事務局としましては、今後ステークホルダー会合を始めとした種々の会議において議論させていただきたいと回答させていただいたところでございます。

日本海北部の報告については以上でございます。

○松島課長補佐 部会からの報告は以上でございまして、最後に、この表に記載されていた資源のうち、二つの資源について削除してございますので、その御報告をしたいと思います。

一つ目は、太平洋北部会で掲載されていたマダラでございます。こちらは今年7月からマダラのTAC管理の開始に当たりまして系群分けを整理したところでございますが、地区によって系群が分かれたということがございまして、今後は地区ごとにそれぞれの対象資源の区分に応じた取組として、資源管理協定の取組に位置づけて管理を行うということになりましたので、太平洋北部会の対象から除外することといたしました。

二つ目は、瀬戸内海広調委の周防灘小型機船底びき網漁業対象種であるカレイ類、ヒラメ、クルマエビ、シャコ、ガザミでございまして、こちらは平成27年度以降、瀬戸内海広

調委の対象から除外されていたということで、今回遅くなりましたが削除したところでございます。併せて御報告させていただきます。

資料４－１の関係の御報告は以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見等ございますでしょうか。

一応関係の委員さんはお話を聞いているので、あればほかの委員さんからということになろうかと思えますけれども、よろしいですか。

ありがとうございます。特段ないということで、ウェブもいいですね。

それでは、次の議題です。

トラフグとベニズワイになりますが、評価と管理の話ですが、大分時間も押しておりますので、それぞれ５分程度でお願いしたいと思います。

続きまして、（４）－２のトラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の広域資源管理についてです。

まずは、水産研究・教育機構水産資源研究所から資源評価結果について御説明いただき、続いて事務局から資源管理の方向性について御説明していただく予定です。

それでは、まず水産資源研究所平井主幹研究員より、トラフグ・日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価結果について御説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○平井主幹研究員 水産資源研の平井です。よろしくお願いいたします。

資料４－２－１の１ページから５ページの内容について説明いたします。

昨日、九州西部会の方では６ページから２０ページの詳細説明をさせていただきました。今日は概要ということで進めさせていただきます。

まず最初の１ページの①のところですが、こちらは漁獲量の推移、それから年齢別漁獲尾数の推移をお示ししております。

２０２２年漁期ですが、確定値となりまして１３３トンと過去最少となっております。２０２３年漁期ですけれども、こちらは概数値ですが１３５トンと、前年からほぼ横ばいという結果です。

それから、右側の図３、年齢別漁獲尾数ですが、若齢については漁獲尾数がかなり減少しているという現状でございます。前年から全体の年齢別漁獲尾数は横ばいとなっております。

続きまして、その下、②は資源量、それから加入と親魚量の推移についてお示ししてお

ります。

今年度、漁獲尾数につきまして、過去の再集計を行っております。それに伴いまして、ダブルカウントになっていた漁獲が削減された形での評価となっておりますので、資源量につきましては、昨年よりも上方修正ということで794トンとなっております。ただし、トレンドとしましては緩やかな低下傾向が続いております。

それから、図5の加入量につきましては例年と同じ傾向ですが、減少が続いております。

一方で親魚量の方なんですけれども、2021年に581トンと最多となっております。以降、2022年、2023年は減少に転じております。

なお、親魚の資源尾数につきましては、2017年以降は減少が続いておりますので、この結果につきましては、減少しているという判断を行っております。

続きまして、1ページめくっていただきまして、③です。目標管理基準値についてお示ししております。

本件には、総親魚量と加入の関係から再生産関係が認められないということで、加入をベースとした目標設定をしております。1 Bルールというふうに図6の方でお示しております。

このうち30%の親を残した場合の漁獲圧を目標設定ということで設定をしまして、親魚量としましては577トン为目标管理基準値案としております。

漁獲量の再集計をしておりますので、それに伴って変更の可能性も検討しましたが、大きな違いはありませんでしたので、当初の目標案どおり設定をしております。

続きまして、その下、④は神戸プロットをお示しております。

こちらでは、漁獲圧につきましては F_{msy} を実現する漁獲圧を下回っているというのが近年見られております。ですが、親魚量につきましても、目標を下回っているというのが現状です。

右側のページに行ってくださいまして、将来予測の方になります。

私どもの方では、この300トンのラインのところのすぐ上に黄色のラインが薄く入っておりますが、これは過去最低親魚量を示しております。これを下回りますと、加入の予測が不正確になるだろうという判断をしておりますので、現状の漁獲圧、青いカラーのところについては参考とお考えいただければと思います。

これを近年の10年分、近い将来の10年分ということで表したのがその下、⑥のカラーテーブルになります。これ⑤番、⑥番共に放流を考慮しない場合です。放流を考慮しない場

合では、10年後の50%以上での目標達成がベータが0.4という予測になっております。

1枚めくっていただきまして、⑦、⑧ですが、こちらは放流を考慮した場合になります。

放流を考慮しますと、過去最低親魚量を下回るケースが少なくなるというのが⑦の図の方でも示されております。

⑧の方、将来10年分のカラーテーブルですけれども、こちらを御覧いただきますと、目標を50%以上の確率で達成できるのが、ベータが0.7という予測になっております。

最後、⑨の方では、これは天然と放流を比較した形でお示ししているところです。

以上になります。

○田中会長 円滑な議事運営に御協力ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等ございますれば、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

では、特段ないということで、それでは、続きまして、トラフグ（日本海・東シナ海・瀬戸内海系群）の資源管理について、事務局より説明よろしく願いいたします。

○番浦課長補佐 事務局の水産庁資源管理推進室の番浦でございます。

今日は、資料4-2-2を用いて説明させていただきます。

ページ21ページ目を御覧ください。

まず、この資料に関しては、第11回トラフグ資源管理検討会議の資料から抜粋して作成しております。この検討会議は、明日11月27日に長崎県で開催され、ウェブと現地参加者を含めて100名以上の方が参加される予定となっております。

21ページ目の下の段となります、このトラフグ日東瀬系群における現在の新たな資源管理の検討プロセスにおける位置づけを示しております。

皆様御存じかと思いますが、この②のところで資源管理手法検討部会がございます。ここで令和5年7月に開催いたしまして、参考人などの皆様から御意見や資源管理、資源評価に係る御意見や論点に関していただきまして、これを整理したところでございます。

ここの新しい検討のプロセスの中で、次の公式のプロセスとしては、この検討部会でいただいた御意見に関してステークホルダー会合でお答えするということになります。ステークホルダー会合の場で具体的な管理の方向性に関して更に議論を行うということをやっていく予定でございます。

このステークホルダー会合に関しては、この後の資料でも御説明しておりますので、次

のページに進ませていただきます。

22ページ目を御覧ください。

下の段をよろしく申し上げます。スライド番号3になります。

前回会議、これは2023年11月と書いてありますが、これは前回のトラフグ資源管理検討会議のことです。この場で参加者の皆様から御指摘いただいたこと、及びその取りまとめにおいて了承された内容及びその後の対応について、資源調査の部と資源管理の部で御説明をしております。

22ページに関しては、資源調査の部でございます。

ここであった主な御意見としては、トラフグを取り巻く環境が変わっているのではないかとということで調査を進めてほしいという御意見でございました。

紫色の部分で①から③までございまして、①の部のところは、産卵来遊の把握による加入推定の精度向上への取組とございます。ここは、実際にトラフグは産卵場に来遊してきていないんじゃないかということもありまして、そういったところに関して調査を進めてほしいということでございます。

②経験環境の把握とございます。これに関しては、水温とトラフグの関係性に関して調査を進めてほしいということでございます。

③系群外漁獲の把握とございます。これに関しては、従来獲られていなかったようなところでトラフグが獲られているというような御指摘がございました。これに関する対応でございます。

これらに関して、現状の位置づけとしては明らかになってきた事実もございますけれども、引き続き調査を継続するものとしております。

明日の会議の場では、水産機構の方から御説明いただく予定です。

下の欄、橙色の部分で水産機構の資料、これは別の資料ですけれども、その資料において現在までの調査の進捗に関して記載がしてあるとおりです。

①については産卵場C P U Eと天然加入尾数の間で、再生産関係式を用いた短・中期的な加入量予測を検討。とございます。産卵場C P U Eを端的に申しますと、産卵来遊したものと天然加入の間においては関係性が見られるんじゃないかというような結果も見られております。

②です。近年の水温環境に注目。とございます。産卵行動の部分ですけれども、海の低層の部分に関しては、必ずしも高水温化しているわけではないというような調査結果もご

ざいます。

③です。系群外漁獲の把握の部分ですけれども、東京湾は独立した産卵集団、となっております。そういうような結果もございます。また、日東瀬でも能登以北と西日本は異なる可能性もございます。放流魚の追跡に関しては、西日本と北日本は緩やかな交流がある。北日本は成長式が大きく異なるというふうなこともございます。ここに関しては、また別の会議となりますけれども、水産機構の方から、より詳細な御説明を頂けるものというふうに考えております。

続きまして、ページ23をお願いいたします。

上の段でございます。同じく、昨年度の検討会議の場でいただいた資源管理における指摘事項でございます。

主な意見として、厳しい漁獲規制が一定期間継続した場合、経営を継続できるような支援制度を検討してほしいという御意見がございました。

ここに関して、水産庁としては支援策については、資源管理の在り方とともに引き続き漁業者などの関係者と議論を継続していくというふうなことをその場で回答いたしましたところでございます。

一方、この資源管理に係る現状の問題意識として、ここは地域ごとに資源管理の取組や姿勢に違いがございまして、資源状態に合わせた資源管理、例えば漁獲規制などが導入できておらず、ここに関して関係者の合意形成のためには、より踏み込んだ議論が必要だというふうな認識でございます。

ここに対する対応として、下の今後のスケジュールのところに記載しております。

今後、資源管理手法検討部会などにおける議論整理などを踏まえつつ、資源管理方針に関する検討会、ステークホルダー会合に向けて浜回りを実施します。

具体的なスケジュールは、以下に書いてあるとおりでございます。

2024年12月から翌年の5月まで浜回りを行いまして、現時点の想定点では、2025年度6月以降にステークホルダー会合を開催する予定で考えております。

この日程に関しては、漁業者の皆様の御意見を聞きながらまた決まっていく部分もございますが、当面、ステークホルダー会合に関しては、主漁期を避けた日程としております。

この浜回りにおいて、御説明、御意見、したい事項といたしまして、5ページ目の下の段に記載がございます。

御説明したい事項として、トラフグ日・東・瀬系群の現状について御理解いただくため

に、資源評価について御説明させていただきます。

また、二つ目のボツのところで、新たな資源管理の仕組みに関しても御説明いたします。

また、三つ目のポイントですけれども、資源管理手法検討部会で整理された意見や論点に関して、ここでも浜回りの際にも御説明をさせていただければというふうなことを考えております。

また、この御説明を踏まえまして意見交換したい事項として、下のところに三つの丸で記載をしているところでございます。

各地でのトラフグの来遊状況です。どのようなサイズで漁獲されているのかとか、あるいはどのような頻度で、どのように操業されていらっしゃるのかとか、あるいは周辺環境です。販売・流通・加工の状況についてもお伺いしたいと考えております。

また、二つ目の丸です。TAC管理において想定される課題や運用における御要望について。なかなかこのトラフグ日東瀬資源に関しては関係系も多いというのもありまして、MSY水準も他資源に比べれば低めにあるということもありまして、管理における課題というの想定されているところでございます。なので、これに関して柔軟な管理に関して、例えばこういうような管理があり得るのではないかとこの御意見を頂戴したいというふうに考えておるところでございます。

また、三つ目の丸でございます。ここのTAC管理の議論と並行に、今現在も皆様自主的管理の中で、あるいは広調委の指導の中でいろいろな資源管理の取組を行っていらっしゃいます。これに関して、よりよいそういう管理の在り方、管理のやり方があるのではないかとこのことで、これらに関しても御意見を頂きたいというふうなことを考えております。

続きまして、24ページ以降は参考を付けております。

ここは、水産機構の資源評価のポイントについて、水産庁の方で取りまとめたところですので、御都合がよいときに御確認いただければと思います。

説明は以上となります。

○田中会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問、御意見等あれば承ります。

これ、浜回りして説明したい、意見交換したいポイントとかは事前に案内してあるんですか。

○番浦課長補佐 まだ案内はしておらず、明日の資源管理検討会議の場でも、この資料を

もうちょっと詳しく説明する予定となっておりますので、その場で説明をして、また御意見があれば、それを反映させた上でお配りしたいというふうなことは考えております。

○田中会長 いきなり意見を聞けと言われても、なかなか今日午前中も意見出なかったんだけど、そういうこともあるので、なるべく早めに。

ほかはよろしいでしょうか。

なければ、この議題はここで閉じさせていただきまして、次、（４）－３の日本海沖合におけるベニズワイガニについてです。

まずは水産研究・教育機構推進資源研究所から資源評価結果について御説明いただき、続いて資源管理の取組内容について事務局より御説明いただきます。

それでは、水産資源研究所の木所副部長より、ベニズワイガニ日本海系群の資源評価結果について御説明いただきます。

○木所副部長 それでは、資料４－３－１を基に紹介させていただきたいと思います。

ベニズワイガニは、その分布図に書いてありますとおり、水深が1,000から2,000メートルということで深海性のカニですので、調査が難しい。そういったこともあって、昨日のズワイガニと異なって、資源量とかMSYとか、そういったものが推定できていません。代わりに、資源量の指標値というものをを用いて目標を定めるとともに、その目標よりも上回った場合は漁獲量を増やしても大丈夫、翌年の漁獲量が下回った場合は、漁獲量を更に控えましょうといった提案を行っている魚種となっております。

ベニズワイにつきましては、大臣許可水域と知事許可水域、その二つの海域を基に資源評価というものを行っております。

下に、図２で漁獲の推移がありますけれども、青いところが大臣許可水域、オレンジのところが知事許可水域で、大臣許可水域の方は、過去からも大きく減少しているのに対し、知事許可水域の方は、どちらかという漁獲の変化として安定しているということになります。

右側の図３に資源量指標値の推移ということで示しておりますけれども、先ほど言いましたとおり、資源量が推定できない代わりに、漁業のCPUEを基に資源量指標値を求めて資源の変化というものを把握しております。オレンジのところが知事許可水域の変化で、青が大臣許可水域の変化というふうになっております。

共に1990年頃に一旦下がった後、知事許可水域はその後増加傾向、上昇傾向、大臣許可水域の方はあがったり下がったりで、近年ちょっと上がっているという、そういった変化

を示しております。

次、お願いします。

下の図ですけれども、左側の図4の方が大臣許可水域の資源量指標値の変動を基にどういった資源評価を行っているのかということについて説明させていただきます。

先ほどの資源量指標値の変化を基に、図が見にくくて申し訳ないんですけれども、右側にパーセントが書いていると思うんですけれども、過去の変化の大体真ん中ぐらいは50%というふうに指標値化して、それよりも上を60%、80%、90%で、平均的なものよりも低いところを40%、20%、5%というふうにパーセント基準という形で水準というものを变えております。

このパーセント水準を基に80%というものを目標というふうに定めて、この80%を超えればもっと獲っていい、80%を下回っていけば漁獲を控えましょうという、そういった提案を行うということになっています。

大臣許可水域に関しましては、ここ3年が急激に資源の指標値が上昇しておりますけれども、最新年は61%水準ということで、目標よりもちょっと下回っているので、漁獲量をちょっと控えましょうという、そういった提案になっております。

どれくらい控えるかというのは、右側の図の漁獲管理規則案というものをつくってやっております。

これは、横軸が先ほどのパーセント水準、縦軸が次年度の漁獲量を増減させる係数というふうになっております。大臣許可水域は、目標80%よりも低い61%になっていますので、61%の場合ですと、翌年は過去5年平均の91%ぐらいに抑えましょうという、そういったような提案を行っているということになります。

では、次のスライドをお願いします。次のページになります。

そういった提案を基にすると、91%に抑えなければいけないので、過去5年平均の91%ということで4,453トン、そういったものが次年度の漁獲として提案しているということになります。

では、次また下をお願いします。

次に、知事許可水域の説明ですけれども、知事許可水域も大臣許可水域同様に、パーセント水準を基に資源評価というのをやっているわけですけれども、こちらは目標の80%を上回る93.2%の水準であると、そういうふうに評価しております。そうしますと、来年は過去の5年平均よりももっと獲っていいよという、そういった提案になっております。

右側に、とれだけ獲っていいかということで漁獲管理規則案を示しておりますけれども、これを見ると、93.2%の水準ですと、1.07倍、来年は獲っていいということで、過去5年平均の107%獲っていいですよという提案になっております。

最後に、下の図をお願いします。

最後に過去5年の107%はどのくらいの水準になっているかということ、6,254トンほど獲っていいんじゃないかといった提案を行っているということになっております。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○田中会長 ありがとうございました。

資源の評価も沿岸の要望を受けて、知事許可水域と沖合を分けてやってくれという要望どおりになっているんじゃないかと思えますけれども、御質問、御意見等ございますでしょうか。

ありがとうございました。特段ないということ。

それでは続きまして、日本海沖合ベニズワイガニ広域資源管理の取組について、事務局より説明よろしく願いいたします。

○木村課長 境港漁業調整事務所の木村と申します。どうぞよろしくお願いします。

資料4-3-2で説明させていただきます。

4ページ目の日本海べにずわいがに漁業の概要についてというところですが、ここでは大臣許可漁業について御説明させていただきます。

こちらの漁業は、地図の方に青、緑、赤と色塗りにされていますけれども、大和堆、新隠岐堆、隠岐西方など沖合漁場において800メートルより深い水深のところで、かにかごを用いて行われている漁業となっております。

漁業の期間は9月から翌年6月末までの10か月間が基本となっております。

次に、（2）資源管理の方向性です。

資源管理は、漁業区域や操業期間、船舶別の年間の漁獲量上限、いわゆるIQによる公的規制、漁業者による保護区の設定、漁具の規制、小型ガニの保護などの自主的規制の組み合わせで取り組んでいるということになっております。具体的な取組については、後ほど説明します。

ページかわりまして、（3）関係者による連携を図るための体制ということで、境港ベニズワイガニ産業三者協議会というものがございます。

この協議会は、平成17年から始まっており、境港のベニズワイガニ産業に関係する漁業

者・加工仲買・卸売業関係者の三者で構成されている会議でございます。

次、下の（４）のところですけれども、この協議会でどのようなことをしているのかということですが、平成17年から開催していて、今年は7月に開催しております。

協議会の内容としては、ベニズワイの水揚げの結果やベニズワイガニの流通の動向の情報共有すること、資源動向について資源調査の結果など研究機関から説明してもらうこと、当年漁期のI Qの設定などについて説明して、参加者で意見交換や現状の共有を行っております。

続いて資源管理の取組状況ですけれども、次のページをお願いします。

資源管理措置は、公的なものと自主的なものがございます。

まず、公的なものとしては、アのところですけれども、法令等で定められたもので、漁獲操業区域や操業期間の規制、雌ガニの採捕禁止、9センチ以下の雄ガニの採捕禁止などの制限がございます。

また、小型のベニズワイガニを漁獲しないよう、かごの側面に直径9.5センチの円形の脱出口を設置する制限がございます。

漁獲量の制限としては、今年9月から来年6月末までの令和6年漁期の全体漁獲量を全体で5,930トンに設定し、各船でI Q配分をして、各船の漁獲の上限を設定しております。

なお、この漁獲制限のあり方については、来年度以降、改正漁業法に基づくT A C管理への移行に向けて検討を行っているという状況でございます。

次に、イの自主管理についてですけれども、公的管理では、水深800メートルより浅い水域の操業禁止としておりますが、自主規制では、小型ガニが多く生息する深い水深1,700メートルよりも深い水深の操業を規制しております。

漁具の規制としては、漁具の連数、かごの数を規制して、休漁期間中は、かごに入っても逃げられるように、残置するかごの網裾を解放するという取組を行っています。

小型ガニの保護として、かごを敷設した後、小型ガニが入っても逃げる時間を確保できるように、3日以上浸漬するというようにしております。

この自主管理措置については、海洋水産資源開発促進法に基づく日本海沖合ベニズワイガニ資源管理協定として従前より設定されておりました。その協定の有効期間は5か年であり、令和4年8月に引き続き、令和9年までの自主管理措置として継続して遵守するものとして締結しております。

また、令和5年まではI Q遵守に取り組むとして設定していた資源管理計画でございま

すが、新たに漁業法に基づく資源管理協定に移行して休漁措置を設ける等、新たな資源管理措置に取り組んでいるところでございます。

以上でベニズワイの広域資源管理についての説明を終わります。

○田中会長 ありがとうございました。

大体例年どおりということではよろしいでしょうか。御質問、御意見等ございますでしょうか。

川越委員。

○川越委員 あの沖合ベニのところについてI Q管理ということでこれはされているんでしょうから一つお聞きしたいのは、知事許可の小型ベニ、T A C移行ということが今想定をされているようですが、どこらまでそこらの考え方は進捗しているんですか。分かるところでいいからお願いします。

○木村課長 T A C移行の話は、この大臣管理も知事管理も同じように今進めておりまして、知事許可の皆さんには、浜回りということで事前の説明を9月末から行っているところです。

知事管理については、今月中でほぼ浜回りが終了するということで、1月にステークホルダーを開催できればというふうに予定しております。

○田中会長 よろしいですか。

大臣管理の方は。

○木村課長 大臣管理については、これから浜回りの説明を行うというスケジュール感になっております。

○田中会長 ということだそうです。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

なければ、ここでこの議題は終了させていただきたいと思います。

続きまして、議題（5）に移りたいと思います。

議題（5）はその他ですが、まず、①T A C資源拡大に向けた検討状況について、事務局より説明よろしく願いいたします。

○松島課長補佐 資料5－1を御覧いただきたいと思います。

こちらは、一番左に水産資源の名前、特に一番右の備考の欄を御覧いただきたいと思います。今回は、今年2月に開催されました本委員会以降の動きにつきまして簡単に御報告させていただきます。

こちら見ていただきますと、まず、マダラの４資源が上から９行目ぐらいにあるかと思うんですけども、マダラの４資源が今年７月からＴＡＣ管理開始、後ほど御説明しますが、ステップ１の管理を開始したところでございます。

それから、カタクチイワシ太平洋系群、カタクチイワシ瀬戸内海系群、マダイ日本海西部・東シナ海系群につきまして、来年１月からＴＡＣ管理の開始を予定している。こちらでもステップ１でございます。

それから、ブリにつきまして、来年４月からステップ１のＴＡＣ管理の開始を予定しているところでございます。

このステップ１と申しますのは、報告の収集体制を確立するとともに、資源の特性や漁業の実態を踏まえまして適切なＴＡＣ管理を実現するために課題を整理いたしまして、その解決を図っていくというような取組を行う段階としてございまして、この段階では、ＴＡＣの配分ですとか、あとは漁業法に基づく採捕の停止命令を行わないというような期間になってございます。そういったステップ１の管理の開始というのが、今申し上げた資源につきまして、前回の本委員会の後から開始又は開始予定となっているというところでございます。

もう一点御報告が、カタクチイワシ対馬暖流系群とウルメイワシ対馬暖流系群につきましては、今年１月からステップ１の管理を開始しているところでございます。ステップ１というのは、１年間を想定するというところで進めてございますが、この二つの資源につきましては、こちらは浮魚ということで、かなり突発的に高い加入が起り得るということで、再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考える場合の対応についてステップ２に上がる前にお示しするというようなことになっていたんですけども、その準備が水産庁側で間に合わなかったということで、来年もステップ１を継続するという予定になっているところでございます。

簡単でございますが、今の検討状況でございます。

○田中会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問、御意見等があれば承ります。

よろしいですか。ウェブもいいですか。

特段御意見、御質問ないということで、それでは次の議題に移りたいと思います。

その他の②令和７年度資源管理関係予算についてです。事務局より資料の説明をよろしくお願いいたします。

○松島課長補佐 次は、資料５－２を御覧いただきたいと思います。

こちらは、表題のところに令和７年度水産関係予算概算要求の主要事項と書いてございます。議事次第では、資源管理関係予算についてとなっておりますが、この表題に書いてございますとおり、今年８月の時点で、令和７年度水産関係予算の要求の主要事項として整理したものを資料として出させていただいているところでございます。ですので、あくまでこちらについては財務当局に対して要求の段階の資料ということで、今後、財務当局との折衝や国会での御審議を頂いた上で確定するものになってございますので、あくまで要求段階のものということでまず御了承いただきたいと思います。

そして、中身につきまして簡単に御説明させていただきますと、資源管理の関係につきましては、この資料の１ページ目のところ、１番の海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施というところでほとんどカバーされているという状況でございます。

大きく１、２、３とございまして、１としては、資源調査・評価の拡充、２番目としまして、新たな資源管理の着実な推進、そして一番下の方にまたがっている部分でございますが、漁業経営安定対策の着実な実施が入っているところでございます。

こちらにつきまして、今回は時間の限りもございますので、詳細につきましては７ページ以降に各事業の詳細を付け加えてございますので、そちらを御参照いただくということで説明に代えさせていただきたいと思っております。

簡単でございますが、以上でございます。

○田中会長 御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等ございますでしょうか。

要求は大分膨らんだと。

どうぞ、岩田委員。

○岩田委員 常々いろいろな会議の中で、資源管理の予算が減らされているのはおかしいと、是非それを増額すべきだというふうなことを漁業者の方からも意見としてよく出ていたところですけども、要求段階としては、それを一応反映した要求になっているというふうに受け止めてよろしいかと思っておりますけれども、是非これが実現するように頑張ってくださいと思います。

以上です。

○田中会長 温かいお言葉を頂いたと、支援を頂いたということで承りたいと思います。

ほかはよろしいですか。

これ、能登半島のは入っていないんですか。この予算の枠組みじゃない。

○松島課長補佐 そうですね。

○田中会長 別枠なの。水産としては大分重要案件じゃないかと思うんですけども、この枠組みじゃないんだ。これ一般。

○松島課長補佐 そうです。こちらは、いわゆる補正予算ということではなくて通常の4月から執行される予算の。

○田中会長 当初の。

○松島課長補佐 はい。当初の予算でございます。

○田中会長 ということだそうです。

○水川管理調整課長 能登半島地震については、もともと去年の予算の予備費を使いつつ、そして今回の、今資料に出ているのは当初予算ですけども、令和6年度の補正予算の中でも手当をするということを考えております。

以上です。

○田中会長 補足説明ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

なければ、この議題もここで閉じさせていただきます。

そうしますと、あと残り、その他のその他としていることになりますが、こちらで用意しているのはここまででないですよ。

ということで、皆様におかれまして、何かこの場で御発言したいことがありますれば、よろしくお願いいたします。せっかくの機会ですので。

よろしいですか。ウェブの方も。もう大分疲れたかな、長いから。

ありがとうございます。

それでは、最後に確認ですが、これまでの議事において言い足りない、あるいは発言するタイミングを逸してしまったなど、何か御発言がある方はお伝えいただければと思います。

ウェブで参加の方もマイクをオンにさせていただいて御発言いただければと思いますが、よろしいですか。ウェブ参加の方。ここにいると、手を挙げればすぐ発言できるんですけども、ウェブだとなかなかタイミングが難しくて逸しちゃうということもあろうかと思いますが、ないですかね。

○川崎委員 すみません。京都海区です。よろしいでしょうか。

○田中会長 はい、どうぞ。

○川崎委員 意見ではないのですが、資料1－1がありますね、太平洋クロマグロに関する委員会指示についての資料ですが、少し気になった箇所がありました。

この1項目にこれまでの経緯という文章があるのですが、その1行目、`太平洋クロマグロの管理を進めるため、これまで大宗が」とあるのですが、「大宗」の字がふさわしくないで訂正が必要だと思いました。確認をお願いします。

○松島課長補佐 御意見ありがとうございます。

すみません、文字遣い等、資料の作り方につきまして改めて検討させていただきます。おおよそといいますか、そういった趣旨で使わせていただいている、おっしゃったとおりです。その言葉遣い等をまた検討いたしましてもう一度、次回以降、資料づくりするときは気をつけたいと思います。ありがとうございます。

○田中会長 よろしいですか。

○川崎委員 分かりました。私が個人的に気になっただけだったので。すみません。ありがとうございました。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

ありがとうございます。ないようですので、全ての議事について御了承いただいたということで認識を共有させていただきます。

御意見などないようですので、引き続き次回の委員会開催予定について事務局より説明をよろしくお願いいたします。

○松島課長補佐 次回の本委員会の開催につきましては、例年どおり2月から3月頃に開催したいと考えてございます。日時、場所、開催形式等につきましては、会長及び委員の皆様のお都合もお伺いしながらまた検討いたしたいと思いますので、追って御連絡差し上げたいと思います。

以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

委員各位におかれましては、例年どおり2月から3月に予定されているということですので、御協力よろしくお願いいたします。

それでは、委員各位の皆様と御臨席の皆様におかれましては、議事進行への御協力及び貴重な御意見をありがとうございました。

事務局におかれましては、本日いただいた御意見を踏まえまして、今後の委員会の運営に活用していただきたいと思います。

なお、議事録署名人に指名させていただきました都道府県互選委員の立石委員、大臣選任委員の岩田委員のお二方には、後日、事務局から本日の議事録が送付されますので、御対応よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして第44回本会・九州西広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。

御協力ありがとうございました。

午後 4 時 1 5 分 閉会